

全駐労

たすけあい共済制度のご案内

組合員の皆さまに「もしも」のことがあった時、たすけあい共済制度が支えてくれます
新しいオプション共済「介護サポートコース」が誕生しました

基本共済

たすけあい共済
「まもるくん」

オプション共済

長期休職所得
サポートコース

オプション共済

入院費用
サポートコース

オプション共済

退職後
継続コース

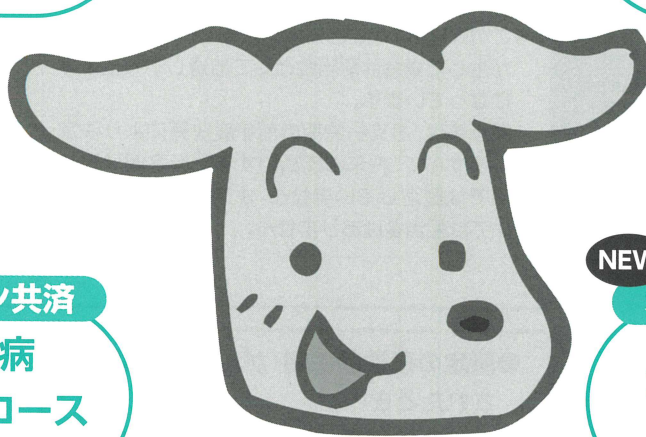
オプション共済

7大疾病
サポートコース
(特約は付加した場合に保障)

NEW

オプション共済

介護サポート
コース



1. たすけあい共済制度は、配偶者・子どもも本人同様、お手ごろな保険料でご加入いただけます
2. 「ご家族の追加」、「加入コースの変更」、「オプション共済の追加」等が出来る年1回の機会です。
変更がある場合は申込書を必ずご提出ください

※退職後継続されている方は新規加入・増額はできません。

制度内容に関するお問い合わせは各地区本部・支部(分会)までご連絡ください。

7大疾病サポートコースは、特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)に、特定疾病と関連が深い4疾病(※)を加えた7大疾病および上皮内新生物(※)の治療費等をトータルでサポートします。

※「4疾病(重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)」および「上皮内新生物」を保障対象とする場合、＜7大疾病保障特約＞、＜がん・上皮内新生物保障特約＞それぞれの特約加入が必要です。

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。



ご注意

- 【契約概要】・【注意喚起情報】はP13～19に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。
- 本パンフレット「健康情報活用商品について」P21～26の内容を必ずご確認ください。

申込締切日 | 2026年8月31日(月)

責任開始期
(加入日)

| 2027年2月1日(月)



ご注意

新規加入・既加入者の保障の見直しができます

[契約者] 全駐留軍労働組合

たすけあい共済制度 ご加入概要

基本共済

「まもるくん」
たすけあい共済

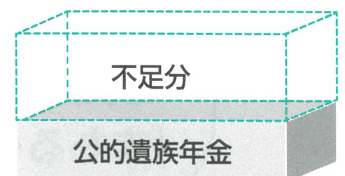
万ー (死亡・高度障害) のときの 生活保障



- 万ー(死亡・高度障害)の場合に、残されたご家族の生活をサポート。
- 保険金は一時金または年金形式で受け取れます。
- 配当金を還付します。※

※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。オプション共済については配当金はありません。

●万ー(死亡)のとき(イメージ図)



オススメ!

万ーのときも同じ生活リズムを維持できます!

●ボーナス給付あり

A1
コース

B1
コース

C1
コース

D1
コース

E1
コース

全国導入
9年目!

7大疾病
サポートコース

特定疾病 (悪性新生物(がん)、 急性心筋梗塞、 脳卒中)の 備えに



- 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき
- 死亡・所定の高度障害のときもお支払いします。
- 特約を付加することで7大疾病、上皮内新生物までお支払い対象が拡大します。
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。

〈主契約〉

- 悪性新生物(がん)
- 急性心筋梗塞
- 脳卒中

+

- 7大疾病度の新疾患(高不全、肝がん・上

1口(保険金 100万円) | 2口(保険金 200万円)
の4コースから

オプション共済

退職後
継続コース

退職後も 保険年齢 70歳まで保障



- 万ー(死亡・高度障害)の場合に、残されたご家族の生活をサポート。
- 退職後も保障を準備できます。
- 余命6ヵ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求が可能。(リビング・ニーズ特約)

1口(保険金 100万円) | 2口(保険金 200万円)
の4コースから

退職後も継続できます！
退職後も継続できるから安心だワン！
退職者の方には別途ご案内します。

2017年12月の
退職者からお取扱い
しています。



7大疾病サポートコースは、特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)に、
特定疾病と関連が深い4疾病(※)を加えた7大疾病および上皮内新生物(※)の治療費
等をトータルでサポートします。
※「4疾病(重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)」および「上皮内新生
物」を保障対象とする場合、〈7大疾病保障特約〉、〈がん・上皮内新生物保障特約〉それぞ
れの特約加入が必要です。

内 容

3~25年
残されたご家族に年金形式でお支払い

更新日時点の保険年齢 **70歳** **80歳** 継続最高 満了時
(可能) 保険年齢 保険年齢

継続最高年齢 **80歳** (80歳まで更新可能)※1

リレー定期※2

80歳

79歳

81歳

80歳

- 団体扱のまま本人・配偶者ともに80歳まで継続できます。
- 退職後の保険金額は300万円、200万円、100万円となります。

70歳以降については**80歳まで継続**もしくは
リレー定期加入の選択可能
健康告知不要！
(たすけあい共済「まもるくん」に**継続して2年以上加入**していることが条件です。)

リレー定期の保険料は新年払もしくは一括払で80歳満了の死亡・高度障害の保険です。
※記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただきます。

〈特約〉

保障特約(特定疾病+重
尿病、重度の高血圧性
血圧性網膜症)、慢性腎
変)

皮内新生物保障特約

これらの
治療費を
確保

3口 (保険金 **300万円**)

5口 (保険金 **500万円**)

異 択 で き ま す。

変更点

継続最高年齢 **79歳** (79歳まで更新可能)※1

● 団体扱のまま本人・配偶者ともに79歳まで継続できます。

継続最高(可能)
保険年齢

79歳

満了時
保険年齢

80歳

3口 (保険金 **300万円**)

5口 (保険金 **500万円**)

異 択 で き ま す。

継続可能年齢 **69歳** (70歳満了)※2 **80歳**

● 保険期間満了後は80歳までの自動更新の取扱となります。
(退職時に個人扱で80歳までの制度に加入することも可能です。)

● 退職後継続コース加入者は退職時の年齢、勤続年数にかかわらず、退職後継続コースのみ
を個人扱(保険会社と退職者でのご契約、保険料は新年払か一括払)で継続できます。

継続最高(可能)
保険年齢

69歳

満了時
保険年齢

70歳

		ポ イ ン ト	保 障
長期休職所得 サポートコース	長期に働けなくなったときの 生活費をサポート		5コース 保険金 (月額5万円) 10コース 保険金 (月額10万円) の4コースから
	病気やケガによる 入院費用をサポート		●病気やケガによる長期休職によって、減少する収入を最長60歳*まで補償。 ●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償。 *55歳～64歳の方は3年(所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月)が限度
NEW 介護 サポートコース	所定の要介護状態になったときの 費用をサポート		1コース 保険金 (100万円) 2コース 保険金 (200万円) の3コースから選択でき (※)親介護特約はP1コース、P2コースから選択できます。

※オプション共済の加入には、たすけあい共済「まもるくん」の加入が必要です。

※年齢は保険年齢です。

※退職後は保険料の口座振替や年末調整資料等のご自宅宛送付等の事務を事務代行会社が行うため、保険料に加え別途事務手数料がかかります。配当金の送金手数料がかかります。

2017年12月の
退職者からお取扱い
しています。

退職後も継続できます！
退職後も継続できるから安心だワン！
退職者の方には別途ご案内します。



内 容

退職後制度(定年退職及び55歳以上かつ勤続15年以上で退職された方が団体扱で継続できます。)

15コース
 保険金
 (月額**15**万円)

20コース
 保険金
 (月額**20**万円)

選択できます。

退職後のお取り扱いはありません。



オプション

女性疾病給付金 Z1コース

女性疾病による入院・
手術・形成術等を補償

『女性疾病』には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。



79歳

●団体扱のまま本人・配偶者ともに79歳まで継続できます。
※こどもは22歳まで継続できます。

継続最高 (可能) 保険年齢	満了時 保険 年齢
79 歳	80 歳

3コース
 保険金
 (**300**万円)

ます。(※)

ス、P3コースの3

本人・配偶者

80歳

親

85歳

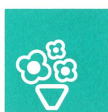
●団体扱のまま本人・配偶者ともに80歳まで継続できます。
※親は85歳まで継続できます。

継続最高 (可能) 保険年齢	満了時 保険 年齢
80 歳	81 歳

継続最高 (可能) 保険年齢	満了時 保険 年齢
85 歳	86 歳

※1 たすけあい共済「まもるくん」「7大疾病サポートコース」「退職後継続コース」の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※2 リレー定期の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。



万一の備え

基本共済

商品の名称

たすけあい共済「まもるくん」

年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】

商品の特長

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない剰余金が生じた場合)

健活



重い病気への備え

オプション共済

7大疾病サポートコース

健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

- 7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニース特約)
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。



万一の備え

オプション共済

退職後継続コース

リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 退職後も保障を継続できます。
- 余命6カ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。(リビング・ニース特約)



長期休職への備え

オプション共済

長期休職所得サポートコース

精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】

- 病気やケガによる長期療養時の所得を補償します
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。



病気・ケガへの備え

オプション共済

入院費用サポートコース

医療保険【損害保険】

- 病気やケガで入院した場合に、一時金を給付します
- 病気やケガで入院した場合に、入院1月ごとに保険金を給付します。

については、各商品のページをご確認ください。 **健活** のマークがついている商品は健康情報活用商品です。

ご加入いただける方		
本人	配偶者	子ども
組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は80歳6カ月までの方）	満18歳以上65歳6カ月までの方（継続は80歳6カ月までの方）	（ご加入いただけません）
[年齢は2027年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は79歳6カ月までの方）	満18歳以上65歳6カ月までの方（継続は79歳6カ月までの方）	（ご加入いただけません）
[年齢は2027年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	満18歳以上65歳6カ月までの方	（ご加入いただけません）
[年齢は2027年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
たすけあい共済「まもるくん」に加入している（今回加入する場合を含みます。）組合員で、申込書記載の告知内容に該当し、2027年2月1日現在満17歳6カ月を超え満64歳6カ月までの方	（ご加入いただけません）	（ご加入いただけません）
[年齢は2027年2月1日現在の満年齢です。]		
たすけあい共済「まもるくん」に加入している（今回加入する場合を含みます。）組合員で、申込書記載の告知内容に該当し、2027年2月1日現在満17歳6カ月を超え満65歳6カ月までの方（継続は満79歳6カ月までの方）	本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2027年2月1日現在満18歳以上満65歳6カ月までの方（継続は満79歳6カ月までの方）	本人の子どもで、申込書記載の告知内容に該当し、2027年2月1日現在満0歳を超え満22歳6カ月までの方
[年齢は2027年2月1日現在の満年齢です。]		

掲載
ページ

P.27

P.43

P.49

P.53

P.55

はじめに

契約概要

注意喚起情報

健康情報活用商品について

たすけあい共済「まもるくん」

7大疾病サポートコース

退職後継続コース

長期休職所得サポートコース

入院費用サポートコース

介護サポートコース

66歳以降の月払保険料

ご注意ください

Q&A



介護
への備え

オプション共済

その他ご加入に あたっての 注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 親介護特約(介護サポートコース)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の介護サポートコースとセットで、配偶者の親は配偶者の介護サポートコースとセットでご加入ください。
- 全駐留軍労働組合の組合員およびその配偶者・子ども以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。
- オプション共済の加入には、たすけあい共済「まもるくん」の加入が必要です。

商品の名称

介護サポートコース

介護特約付親介護特約付医療保険【損害保険】

商品の特長

- 所定の要介護状態になった場合に、一時金を給付します。

7大疾病サポートコースは、特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)に、特定疾病と関連が深い4疾病(※)を加えた7大疾病および上肢

※「4疾病(重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)」および「上皮内新生物」を保障対象とする場合、〈7大疾病保障特約〉、〈がん・上肢

健活 のマークがついている商品は健康情報活用商品です。

ご加入いただける方

本人

たすけあい共済「まもるくん」に加入している
(今回加入する場合を含みます。)組合員で、申
込書記載の告知内容に該当し、2027年2月1
日現在満17歳6カ月を超え満65歳6カ月まで
の方(継続は満80歳6カ月までの方)

配偶者

本人の配偶者で申込書記載
の告知内容に該当し、2027
年2月1日現在満18歳以上満
65歳6カ月までの方(継続は
満80歳6カ月までの方)

子ども

(ご加入いただけません)

[年齢は2027年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

介護サポートコース

本人・配偶者の親

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、申込書記載
の告知内容に該当し、2027年2月1日現在満35歳6カ月を超え満85
歳6カ月までの方

[年齢は2027年2月1日現在の満年齢です。]

親介護特約

介護特約の場合、加入資格のある親の申込日(告知日)現在の健康状態を必ずご確認ください。告知内容をお確かめく
ださい。親と同居されていない場合、親ならびに同居されているご家族に直接お電話などでご確認ください。あわせて、
告知の大切さに関するご案内について(P.78)をご参照ください。

本人の親、配偶者の親は戸籍に親と記載されている方が加入できます(養父母は除きます)。

戸籍に親と記載されていない場合、親は加入対象外です。



ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.16

告知内容に関して保険金のお支払い、契約のご継続等の判断をいたしかねるときには、お客さまや医療
機関等に照会させていただく場合がございますので、告知内容について必ずご確認ください。告知内容
に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

健康情報活用商品については、毎年健康診断結果をお知らせいただく必要があります。

パンフレット「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

P.21

生物(※)の治療費等をトータルでサポートします。

生物保障特約)それぞれの特約加入が必要です。

掲載 ページ

P.59

はじめに

契約概要

注意喚起情報

健康情報活用商品について

たすけあい共済「まもるくん」

7大疾病サポートコース

退職後継続コース

長期休職所得サポートコース

入院費用サポートコース

介護サポートコース

66歳以降の月払保険料

ご注意いただきたいこと

Q&A

お問い合わせ先

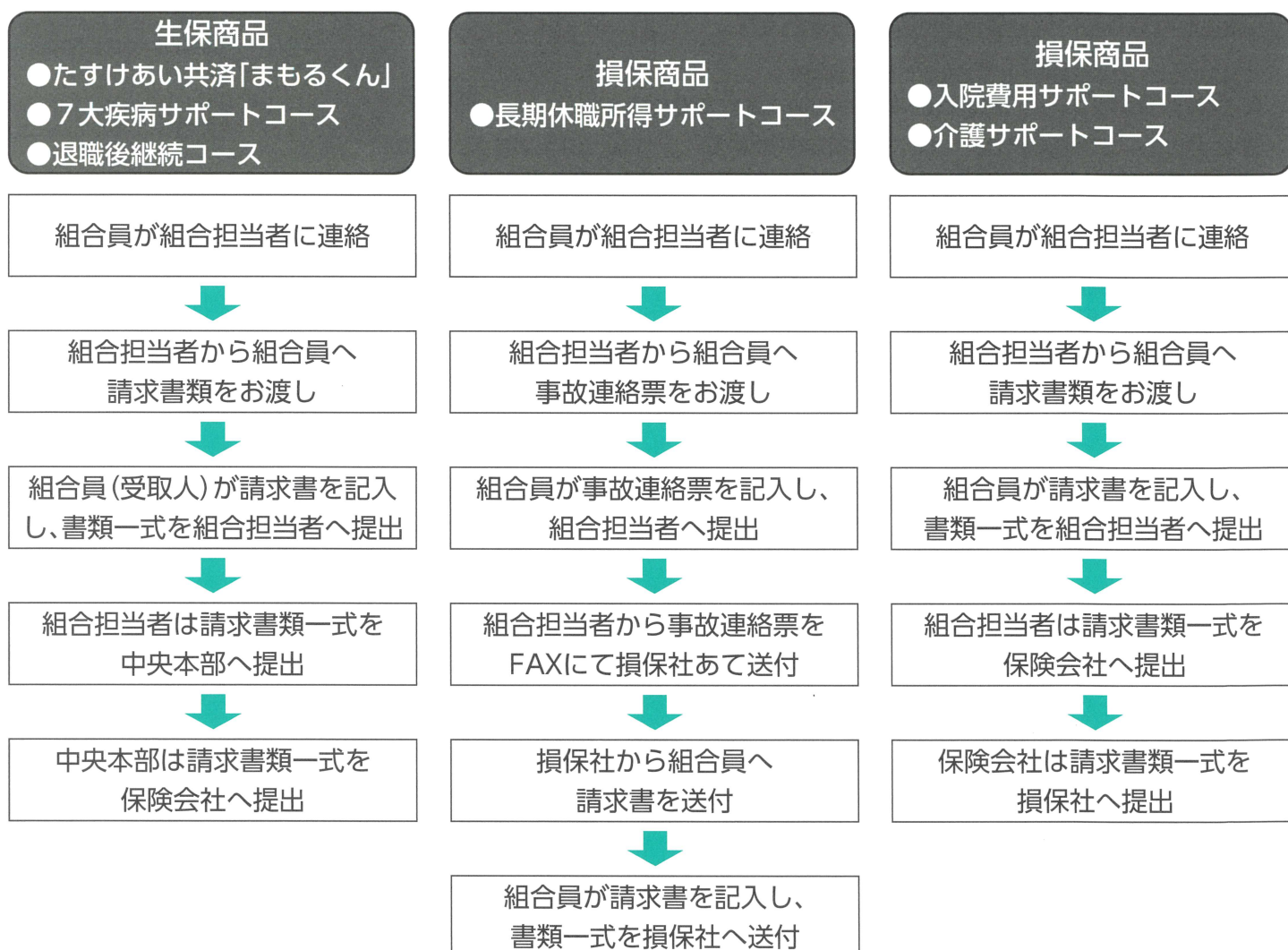
制度名	生命保険商品 ●たすけあい共済「まもるくん」 ●7大疾病サポートコース ●退職後継続コース	損害保険商品 ●長期休職所得サポートコース ●入院費用サポートコース ●介護サポートコース
告知内容について	明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く) 9:00～17:00	
その他制度内容等について	明治安田生命保険相互会社 公法人第一部 法人営業第一部 03-6259-0026 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く) 9:00～17:00	

※保険金・給付金の請求は各地区本部・支部にご連絡ください。



たすけあい共済制度 保険金・給付金請求の流れ

まずは、各地区本部・支部(分会)までご連絡ください！ 請求書類をお渡しいたします。



MY生活応援ネットのご案内

皆さまに万一(死亡・高度障害)のことがあった場合、
残されたご家族の精神的サポートを行い、生活再建の手助けをしていきます。

生活する上で感じた不安

- ①遺族年金がすべて家賃に消えた。
- ②財産運用の相談にのってくれる人がいない。
- ③自分自身が病気になったことを考えると不安が大きい。
- ④相談相手がいない、自分を取り残された孤独感と暗さを味わった。

各種相談サービスの実施

当サービスでは、①24時間健康・医療相談サービス(メンタルヘルス相談含む)、②FP相談サービスに対し、顧問医と看護師、保健師、臨床心理士、FP資格取得者などのアドバイザーが誠意をもってお応えいたします。

24時間健康・医療相談サービス、FP相談サービスは3年間受けることができ、ご遺族にとって最も不安な時期をサポートいたします。
(ご利用された方のプライバシーは厳守されますのでご安心ください。)

① 24時間健康・医療相談サービス (メンタルヘルス相談含む)

フリーダイヤル(無料)での相談受付

24時間
年中無休

- 例えばこんな時に ……………
- 夜中にこどもが泣きやまない。どうしよう。
 - 6ヵ月も医者に通っているが、なかなかよくなる。
 - 毎日がなんとなく不安で、鬱々としている。
 - 最近疲れやすい。医者に診てもらったがどこにも異常はないと言われた。

健康に関する不安や心配なことを、24時間・年中無休のフリーダイヤルでご相談いただけます。

② FP相談サービス

フリーダイヤル(無料)／面談での相談受付

- 例えばこんな時に ……………
- 相続税がかかるのか不安だ。
 - 遺産相続について何をすれば良いかわからない。

相続やライフプランについて専門家がご遺族の疑問・相談に回答いたします。

(電話相談は無料。初回相談料は、時間に関係なく8,000円。2回目以降は1時間あたり8,000円(通常の20%引き)の費用がかかります。)

※本サービスは医師法等関連法令が規定する診療・治療や医薬品の提供は一切行いません。

※本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

全駐労組合員の具体的なお支払い事例

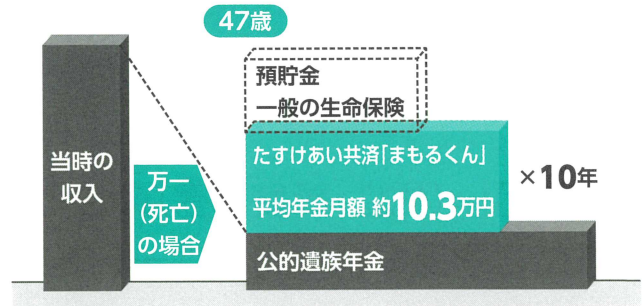


たすけあい共済「まもるくん」【生命保険】

- 年齢：47歳
- 性別：男性
- 病名：悪性新生物で死亡
- 加入コース：Bコース



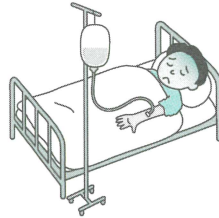
年金受取額合計 約**1,244万円**
(年金原資1,200万円)



**注目
だワン!**

長期休職所得サポートコース【損害保険】

- 年齢：56歳
- 性別：男性
- 病名：脳梗塞
- 加入コース：保険金月額10万円



休業期間 15.0月－免責期間(90日) × 10万円
＝お支払い金額 **120万円**

- 年齢：45歳
- 性別：男性
- 病名：うつ病性障害
- 加入コース：保険金月額10万円



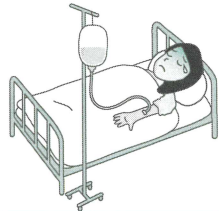
休業期間 15.0月－免責期間(90日) × 10万円
＝お支払い金額 **120万円**

※所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。



入院費用サポートコース【損害保険】

- 年齢：33歳
- 性別：女性
- 病名：帝王切開による分娩
- 加入コース：Z1コース



入院期間 **10日**

お支払い金額 **13.5万円**

疾病入院支援 保険金……………1.5万円	女性疾病入院保険金 ^{※1} 5,000円×10日= 5万円
疾病入院初期費用 保険金……………2万円	女性疾病手術保険金 ^{※1} 5万円 (給付倍率10倍に該当した場合)

※1 女性疾病給付金^{※1}のみの加入はできません。入院費用サポートコースにセットしての加入となります。

※2 「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いします(外来での治療は「日帰り入院」に該当しません)。

※入院費用サポートコース、長期休職所得サポートコースへの加入には、たすけあい共済「まもるくん」への加入が必要です。

日帰り入院も対象です※2

- 年齢：6歳
- 性別：男性
- 病名：中耳炎
- 加入コース：Zコース



入院期間 **1日**

お支払い金額 **3.5万円**

疾病入院支援保険金	1.5万円
疾病入院初期費用保険金	2万円

※配偶者・子どもについてのご注意

配偶者・子どもだけの加入はできません。

本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※年齢は保険年齢です。

7大疾病サポートコースの受取について

悪性新生物は初期費用もかかりますが、悪性新生物患者(腫瘍)のうち、実に約63.7%の方が通院を余儀なくされています。

■悪性新生物患者(腫瘍)のうち通院治療者



【出典】令和5年(2023)「患者調査の概況」(厚生労働省)(<https://www.mhlw.go.jp/>)を加工して作成

でも、**安心**
してください

7大疾病サポートコースで**5年間**の治療費をご準備いただけます！

おすすめ受取イメージ(例)

治療費1年目

2年目

3年目

4年目

5年目

5年間年金コース

500万円コース

一時金+年金形式で受取

一時金
300万円

入院・手術費用

年金年額
約50万円
年金原資
200万円

通院・検査費用

年金年額
約50万円

年金年額
約50万円

年金年額
約50万円

5年間年金コース

300万円コース

一時金+年金形式で受取

一時金
100万円

入院・手術費用

年金年額
約50万円
年金原資
200万円

通院・検査費用

年金年額
約50万円

年金年額
約50万円

年金年額
約50万円

一時金コース

200万円コース

一時金

一時金
200万円

入院・手術費用

5年間受け取れると、
治療に専念できるね！



所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき、特定疾病保険金をお支払いします。

年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

※7大疾病サポートコースへのご加入はたすけあい共済「まもるくん」へのご加入が条件です。

1. 年金の種類と型

- 年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます

2. 配当金

- 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します

3. 年金受取人

- 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません
- 支払期間中に年金受取人が死亡されたときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いします

4. 年金のお支払い

- 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです
- 年金の支払日は、年金支払月の応当日(15日)です
- 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします

5. 年金払の対象となる保険金

- 無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部
7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部
- ただし、年金年額が年1回払いのときに24万円未満、年2回・4回払いのときに36万円未満の場合は取り扱いできません

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
 - 加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。
 - 退職後継続コースについては、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。
 - その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
- また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

たすけあい共済「まもるくん」

P.27

7大疾病サポートコース

P.43

退職後継続コース

P.49

長期休職所得サポートコース

P.53

入院費用サポートコース

P.55

介護サポートコース

P.59

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 2027年1月支給の給与(2026年12月稼働分)より毎月控除いたします。ボーナス保険料は夏期手当・年末手当から控除します。(初回は2026年12月年末手当より)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

たすけあい共済「まもるくん」

たすけあい共済「まもるくん」は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、退職後継続コースについては、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[たすけあい共済「まもるくん」] [7大疾病サポートコース] [退職後継続コース]

明治安田生命保険相互会社

[介護サポートコース] [入院費用サポートコース] [長期休職所得サポートコース]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

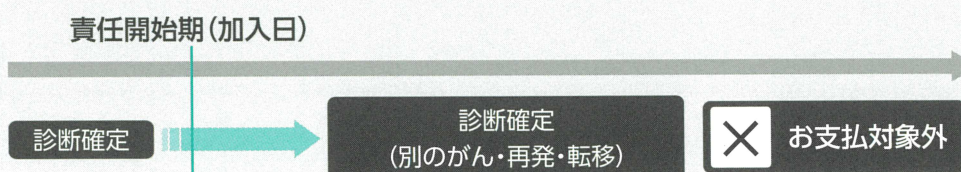


特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限りです。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・ 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.70**

補償の重複について(損害保険)

- 既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.76

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.5をご参照ください。

STEP

1

まずは「申込日(告知日)現在」の
就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども・[本人・配偶者の親]

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP
2

つぎに、加入する商品ごとに

過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・こども

たすけあい共済「まもるくん」 退職後継続コース	7大疾病サポートコース ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	介護サポートコース 入院費用サポートコース 長期休職所得サポートコース
過去12カ月以内の 健康状態 ●申込日(告知日)より 起算して過去12カ月 以内に、別表①記載の 病気により連続して 14日以上入院をし たことはありません。	過去3カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドック を受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	
	過去5年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して 過去5年以内に、腫瘍、ポリプ または別表①記載の病気によ り、連続して7日以上入院 をしたことはありません。	過去2年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師 による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処 方期間が、14日以上要した病気にかかったことは ありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算し ます。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は 初診から終診(医師の判断によるもの)までの 期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場 合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
	現在までの健康状態 ●申込日(告知日)現在までに、悪 性新生物(がん・肉腫・悪性リン パ腫・白血病を含みます)または 上皮内新生物(上皮内がん)と 診断されたことはありません。	

本人・配偶者の親

親介護特約

現在までの健康状態	●公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。
過去5年以内の健康状態	●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気、医師の診察・検査・治 療・投薬を受けたことはありません。(注)「治療」には指示・指導を含みます。 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

別表①	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜 症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフロー ゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表②	心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊 髄小脳変性症、筋委縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<たすけあい共済「まもるくん」・7大疾病サポートコース・退職後継続コースの場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込
書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<7大疾病サポートコース・退職後継続コースの場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場
合があります。

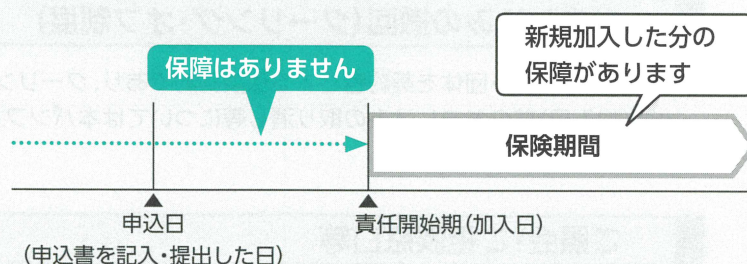
明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9:00～17:00

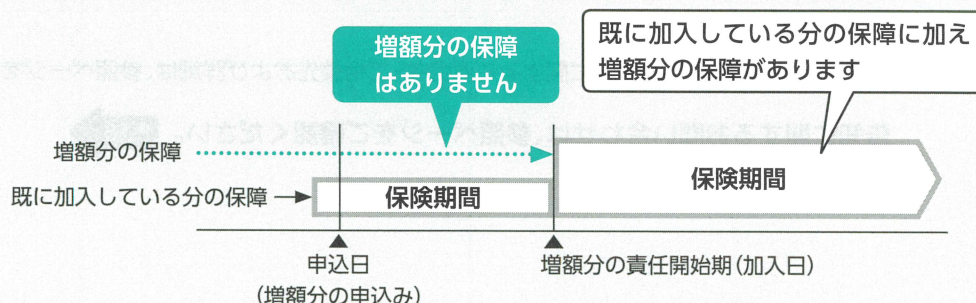
3 責任開始期（加入日）について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を実責任開始期（加入日）といい、下記のとおり、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期（加入日）以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた（入院をされた）ときにお支払いします。責任開始期（加入日）前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に入っている保障額を増やしたとき（増額したとき）



<たすけあい共済「まもるくん」・7大疾病サポートコース・退職後継続コースの場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期（加入日）からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.78**

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.18**

健康情報活用商品

(健康サポート・キャッシュバック特約) について

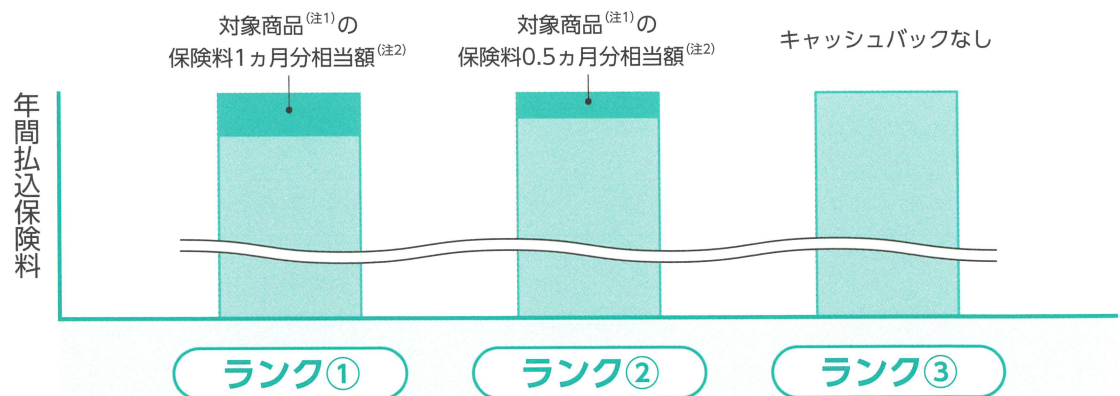
このページは、「健康情報活用商品」の「健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)」の概要や、ご注意いただきたい事項をまとめております。
以下の内容をご確認ください。

「健康サポート・キャッシュバック特約」の特長と仕組み (特約の概要)

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、加入者の健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックすることが主な内容です。
- 各加入者の健康診断の結果をポイント化して「ランク」を判定し、保険期間(1年)満了後、「ランク」に応じて保険料の一部をキャッシュバックすることで、加入者の「健康に向けた前向きな活動」を応援します。
- キャッシュバックの判断基準となる「ランク」の判定のためには、保険契約者(以下、団体)を通じて毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。
- 「健康サポート・キャッシュバック特約」の付加に対する保険料は必要ありません。

＜キャッシュバックの仕組み＞

- 「ランク」に応じ、以下の金額がキャッシュバックされます。
- キャッシュバックの支払いには、保険期間満了時までの対象商品(注1)の保険料が払い込まれていることが必要です。



■ キャッシュバック ■ 実質保険料

(注1) 次ページの＜対象商品・対象区分＞をご確認ください。

(注2) 保険期間満了時の保険料をもとに算出します。

保険期間中に減額があった場合は減額後の保険料とし、特約が消滅した場合は特約分の保険料は含みません。

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、加入者が健康診断結果の提出について同意した場合に付加され、その後、以下のいずれかに該当しない限り継続して付加されます。
 - ①加入者が健康診断結果の提出についてあらたに不同意の申し出をしたとき
 - ②加入者が健康情報活用商品を脱退したとき
 - ③団体が「健康サポート・キャッシュバック特約」を継続しなかったとき
 - ④明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)が「健康サポート・キャッシュバック特約」の取扱いを停止したとき
- 「健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)」についての詳細は「ご契約のしおり 特約」をご覧ください。

＜対象商品・対象区分＞

- 本パンフレット内で **健活** のマークがついている以下商品が対象です。

商品名	対象商品		対象区分
	対象商品	対象特約	
7大疾病サポートコース	無配当特定疾病保障 定期保険(Ⅱ型)	7大疾病保障特約 がん・上皮内新生物保障特約	本人 配偶者 退職者

＜保険期間＞ 1年

キャッシュバックの「ランク」の判定方法について

＜「ランク」の判定に使用する健康診断について＞

- 加入者が団体に健康診断結果を提出した場合でも、団体から所定の様式を用いて期限内に保険会社に提出されなかったときには、その加入者は「ランク③」として取扱います。
- 健康診断は、法令(労働安全衛生法等)に基づく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断等をいい、人間ドックや保険会社があらかじめ認めた検査機関で受診した検査等も含みます。
- 健康診断の受診日は、保険期間満了日の前24ヵ月以内であることを要します。
(勤務先の実施する健康診断の時期の変更等のやむを得ない理由により受診日がこの期間外となったと保険会社が認めた場合は、受診日が保険期間満了日の前24ヵ月以内である健康診断とみなします。)
- 健康診断の受診日以降、保険期間満了日の翌日から起算して3年を経過する日までの間に団体から保険会社に到達することを要します。

<「ランク」の判定方法について>

- 以下3段階で「ランク」の判定を行ないます。
- 「ランク」の判定にあたっては、「表1-1」「表1-2」に記載の年齢ごとの必須項目をすべて受診していることを要します。

STEP1 > 健康診断の結果をもとに健診項目ごとの「健診結果区分」(A～D)を判定します。

表1-1 40歳未満※

健診項目			健診結果区分				
			A	B	C	D	
必須項目	基礎	BMI(kg/m ²)(※1)	18.5～24.9	15.0～18.4 25.0～29.9	30.0～34.9	14.9以下 35.0以上	
		血圧(※2)	収縮期(mmHg)	129以下	130～139	140～159	160以上
			拡張期(mmHg)	84以下	85～89	90～99	100以上
	尿	尿糖	(－)	(±)以上			
		尿蛋白	(－)	(±)			(＋)
任意項目	血液	脂質(中性脂肪) (mg/dL)	30～149	150～299	300～499	29以下 500以上	
		肝機能(※3)	GPT(ALT) (U/L)	30以下	31～40	41～50	51以上
			γ-GT(γ-GTP) (U/L)	50以下	51～80	81～100	101以上

表1-2 40歳以上※

健診項目			健診結果区分				
			A	B	C	D	
必須項目	基礎	BMI(kg/m ²)(※1)		18.5～24.9	15.0～18.4 25.0～29.9	30.0～34.9	14.9以下 35.0以上
		血圧(※2)	収縮期<mmHg>	129以下	130～139	140～159	160以上
			拡張期<mmHg>	84以下	85～89	90～99	100以上
	尿	尿蛋白		(一)	(±)	(+)	(2+)以上
	血液	脂質(中性脂肪) <mg/dL>		30～149	150～299	300～499	29以下 500以上
		肝機能(※3)	GPT(ALT) <U/L>	30以下	31～40	41～50	51以上
			γ-GT(γ-GTP) <U/L>	50以下	51～80	81～100	101以上
		糖代謝(※4)	HbA1c(%)	5.5以下	5.6～5.9	6.0～6.4	6.5以上
			血糖<mg/dL>	99以下	100～109	110～125	126以上

※「ランク」の判定に使用する年齢は、加入者が健康診断を受診した日の後、最初に到来する3月31日時点での加入者の満年齢によります。ただし、3月31日に受診した場合には、その受診時の満年齢によります。なお、誕生日が4月1日の場合、当該3月31日が属する年の前年の4月1日時点の満年齢によるものとします。「加入資格」や「保険料(掛金)」で使用している年齢とは異なります。

STEP2 健診項目ごとの「健診結果区分」(A～D)をポイント換算します。

表2-1 40歳未満*

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI ^(※1)	30	20	0	0	30	20	10	0
	血圧 ^(※2)	30	20	10	0	30	10	0	0
	尿糖	30	0	—	—	30	0	—	—
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	10	0
項目任意	脂質	10 ^(※5)	0			10 ^(※5)	0		
	肝機能 ^(※3)								

表2-2 40歳以上*

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI ^(※1)	30	20	10	0	30	10	0	0
	血圧 ^(※2)	30	20	10	0	30	20	10	0
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	0	0
	脂質	30	20	10	0	30	10	0	0
	肝機能 ^(※3)	30	20	10	0	30	10	0	0
	糖代謝 ^(※4)	30	10	0	0	30	20	0	0

- (※1) 提出された健康診断の結果にBMIの記載がない場合でも、体重および身長に記載があるときは、BMIは $\text{体重}(\text{kg}) \div (\text{身長}(\text{m}))^2$ で計算するものとします。小数点第二位以下の端数が生じる場合には、端数を四捨五入します。
- (※2) 収縮期血圧および拡張期血圧の両方の結果が提出されていることを要します。収縮期血圧と拡張期血圧が異なる「健診結果区分」(A～D)となる場合は、「ポイント」(30～0)が低い方の「健診結果区分」(A～D)とします。
- (※3) GPT(ALT)および γ -GT(γ -GTP)の両方の結果が提出されていることを要します。GPT(ALT)と γ -GT(γ -GTP)が異なる「健診結果区分」(A～D)となる場合は、「ポイント」(30～0)が低い方の「健診結果区分」(A～D)とします。
- (※4) HbA1cまたは血糖のいずれかの結果が提出されていることを要します。HbA1cと血糖の両方の結果が提出された場合は、HbA1cの結果により「健診結果区分」(A～D)および「ポイント」(30～0)を判定します。
- (※5) 40歳未満は、脂質・肝機能の「健診結果区分」がともにA判定の場合のみ「ポイント」(10)を加算します。

STEP3 健診項目ごとのポイントを合計し、「ランク」を判定します。

表3-1 40歳未満*

ランク①	ランク②	ランク③
120ポイント以上	110ポイント	100ポイント以下

表3-2 40歳以上*

ランク①	ランク②	ランク③
170ポイント以上	150～160ポイント	140ポイント以下

健康診断に関する情報の提出と取扱いの同意について

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、「ランク」の判定のために、加入者の健康診断に関する情報（以下、「健診情報」）を明治安田生命保険相互会社（以下、「保険会社」）に提出する必要があります。

- ・ 健診情報は、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等の医療保険者が保有している場合や、医療保険者と保険契約者（以下、「団体」）が共有している場合等があります。
- ・ いずれの場合も、健診情報は団体から保険会社へ提出いただくことを条件としています。
- ・ 加入者個人から直接保険会社へ提出いただくことはできませんが、団体が加入者個人から健診情報を収集することを当社所定の方法を活用しサポートする場合があります。

- 健診情報の取扱いにかかる重要事項について、次の「**健診情報の取扱いについて**」に記載をしています。
- 健診情報の提出がない加入者や「健診情報の取扱いについて」に同意いただけない加入者は、健診情報の結果の如何を問わずキャッシュバックの対象となりません。

「加入申込書兼告知書」において同意を求めるのは以下の事項です。

健診情報の取扱いについて

1. 健診情報の提出およびランクの通知

- 団体が、加入者の健診情報のうち、＜別表＞記載の内容を、保険会社へ提出すること
- 団体と健診情報保有者（医療保険者等）が異なる場合は、健診情報保有者が、＜別表＞記載の内容を団体へ提出し、団体が、その情報を保険会社へ提出すること
- 団体が、加入者の健診情報を求める主旨・目的を健診情報保有者へ通知すること
- 保険会社が、団体から提出を受けた健診情報をもとに判定した各加入者のランク（ランク①～③のいずれに該当しているか）を、団体へ通知すること

＜別表：提出に同意する健診情報＞

1. 健康診断受診日
2. BMI（身長・体重）、血圧（収縮期・拡張期）、尿糖、尿蛋白、脂質（中性脂肪）、肝機能（GPT・ γ -GT）、糖代謝（HbA1c・血糖）

2. 健診情報の利用目的

- 保険会社が、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、「[ランク]の判定」「団体への統計レポートの提供」「加入者に対する健康関連情報等の提供」「医事研究・統計」「その他保険に関連・付随する業務」のために利用すること

3. 健診情報と告知の別

- 保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の告知としては取り扱わないこと
したがって、保険会社は、提出を受けた健診情報にもとづいて告知義務違反を問うことはありません。
- 保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定に利用しないこと
したがって、保険会社が、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定時において、告知義務違反の事実が記載された健診情報を受領していた場合であっても、「加入申込書兼告知書」において正しく告知がなされなかったものは告知義務違反とし、契約の解除をする場合があります。

4. 他の生命保険契約での健診情報の取扱いとの相違

- 加入者と保険会社の間に、複数の生命保険契約(加入者が被保険者となる契約)がある場合、本パンフレットで「健康情報活用商品」とされている契約(以下、「本契約」と)、それ以外の契約とでは健診情報の利用目的・告知に関する取扱いが異なること

- 本契約で利用する健診情報は、団体から保険会社へ提出された健診情報です。
保険会社が個人との間で締結している契約(以下、「個人契約」)において、本契約の加入者が被保険者となっており、保険会社に直接健診情報を提出していた場合でも、その健診情報は、本契約では使用いたしません。
- 個人契約において提出された健診情報が、個人契約の加入・増額時の告知として取り扱われる場合でも、本契約においては、告知としての取扱いはいたしません。

5. 団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能

- 保険会社は、「団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能」(以下、「健診情報収集のサポート機能」)を、団体に提供すること
- 健診情報収集のサポート機能を利用した場合、保険会社は、所定の期間外および「みんなのMYポータル」機能以外での健診情報は受け付けないこと

<健診情報収集のサポート機能について>

- ①保険会社は、「みんなのMYポータル」を通じ、加入者に対し、健診情報のうち「ランク」の判定に必要な項目の数値等・画像の登録を求める。この場合、保険会社は、団体からの依頼を受け、加入者に対して、<別表>記載の項目の数値等および、加入者の氏名、医療機関名等が記載された健康診断結果の画像を所定の期間内に登録するよう求める場合がある(「みんなのMYポータル」登録アドレスにメール送信)
- ②保険会社は、所定の期間中、未登録・不備等が解消されない場合、複数回督促メールの送信を行なう
- ③保険会社は、所定の期間中に不備等が解消されない情報を除き、加入者が登録した健診情報の数値等と画像を照合し、当該データを団体に提供する。なお、保険会社は、当該データを、団体からの健診情報提出後、他の用途には転用することせず、速やかに廃棄する
- ④団体は当該データをもとに保険会社に健診情報を提出する

以上

保険期間 2027年2月1日(月)～2028年1月31日(月)

 加入対象者 **本人** **配偶者** 配偶者のみの加入は不可。

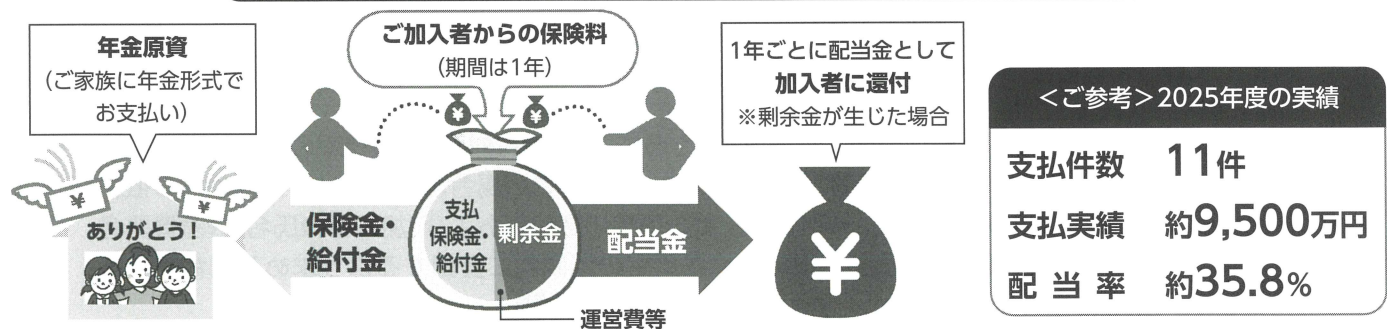
保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 重い障害が残った場合、障害保険金・障害初期給付金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

制度の仕組み

組合員の相互扶助で成り立ちます。

全駐留軍労働組合の独自共済制度です！



- ① 組合員(加入者)がお互いに保険料を拠出して1つの共済基金を構成します。
- ② 組合員(加入者)にご不幸(死亡・高度障害)があった時、拠出された保険料の中からご家族(高度障害の場合は本人)に年金形式でお支払いします。
- ③ 1年ごとに全体の収支計算を行ない剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

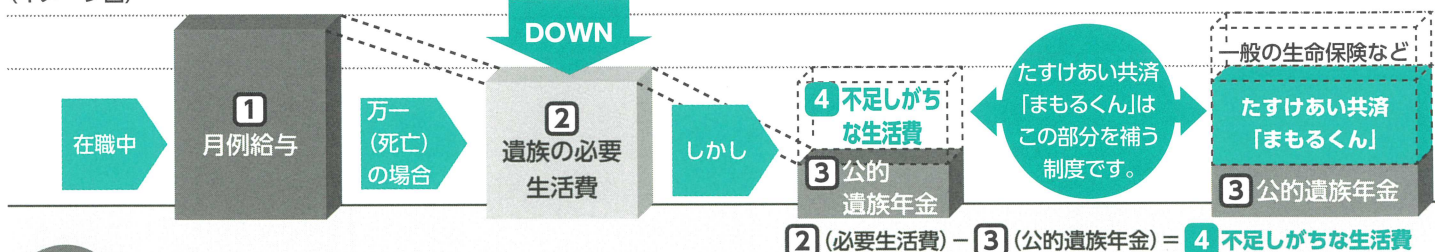
※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。

※オプション共済については配当金はありません。

制度の必要性

(イメージ図)



加入例

 35歳の組合員が **Aコース** に加入の場合

毎月の生活費として

平均年金月額約6.7万円

受取期間25年

 必要となる
月払保険料(概算)は

 男性 **1,620円**
女性 **1,170円**

となります。



※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

意向確認
ご加入前のご確認

たすけあい共済「まもるくん」は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

たすけあい共済「まもるくん」おすすめ申込プラン

たすけあい共済「まもるくん」は、組合員の皆さまに月額給付コースとボーナス時(年2回)にも支払があるボーナス給付コースを案内しています。

ボーナス給付コースは、年1回の更新時期のみ加入できますので、この機会にぜひボーナス給付コースへご加入を検討ください。(退職後は月額給付コースのみ継続できます。)

本人

(加入対象)全駐留軍労働組合の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2027年2月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続は満80歳6ヵ月までの方)

ベストプラン あなたの年齢にあったおすすめプランです。

【死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき】

年 齢	おすすめコース	受取期間	受取方法	年金月額(ボーナス)			受取総額	年金原資 【死亡・高度障害・障害 保険金】	障害初期 給付金	月額(ボーナス) 保険料	
				初年度	最終年度	平 均				男 性	女 性
18～29歳	B1	18年	月額給付	約 4.7 万円	約 7.2 万円	約 6.0 万円	約 2,596 万円	2,400 万円	240.0 万円	1,080 円	780 円
			ボーナス給付	約 28.7 万円	約 43.3 万円	約 36.0 万円				6,360 円	4,584 円
30～35歳	A1	25年	月額給付	約 4.9 万円	約 8.5 万円	約 6.7 万円	約 4,050 万円	3,600 万円	360.0 万円	1,620 円	1,170 円
			ボーナス給付	約 29.7 万円	約 51.2 万円	約 40.5 万円				9,540 円	6,876 円
36～40歳	A1	18年	月額給付	約 7.1 万円	約 10.8 万円	約 9.0 万円	約 3,894 万円	3,600 万円	360.0 万円	2,106 円	1,872 円
			ボーナス給付	約 43.1 万円	約 65.0 万円	約 54.1 万円				12,384 円	11,016 円
41～45歳	A1	15年	月額給付	約 8.8 万円	約 12.5 万円	約 10.6 万円	約 3,834 万円	3,600 万円	360.0 万円	2,790 円	2,178 円
			ボーナス給付	約 52.8 万円	約 75.0 万円	約 63.9 万円				16,416 円	12,816 円
46～50歳	B1	10年	月額給付	約 9.1 万円	約 11.6 万円	約 10.3 万円	約 2,488 万円	2,400 万円	240.0 万円	2,664 円	2,040 円
			ボーナス給付	約 54.8 万円	約 69.6 万円	約 62.2 万円				15,660 円	12,000 円
51～55歳	C1	6年	月額給付	約 7.8 万円	約 9.0 万円	約 8.4 万円	約 1,218 万円	1,200 万円	120.0 万円	2,022 円	1,428 円
			ボーナス給付	約 47.2 万円	約 54.3 万円	約 50.7 万円				11,892 円	8,400 円
56～60歳	D1	4年	月額給付	約 6.0 万円	約 6.5 万円	約 6.2 万円	約 602 万円	600 万円	60.0 万円	1,533 円	948 円
			ボーナス給付	約 36.0 万円	約 39.3 万円	約 37.6 万円				9,015 円	5,574 円
61～64歳	D1	4年	月額給付	約 6.0 万円	約 6.5 万円	約 6.2 万円	約 602 万円	600 万円	60.0 万円	2,331 円	1,266 円
			ボーナス給付	約 36.0 万円	約 39.3 万円	約 37.6 万円				13,707 円	7,443 円
65 歳	D1	4年	月額給付	約 6.0 万円	約 6.5 万円	約 6.2 万円	約 602 万円	600 万円	一 万 円	2,148 円	1,140 円
			ボーナス給付	約 36.0 万円	約 39.3 万円	約 37.6 万円				12,630 円	6,702 円

たすけあい共済「まもるくん」

エントリープラン

保険料の負担を抑えた加入しやすいプランです。

【死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）のとき】

年 齢	おすすめ コース	受 取 期 間	年 金 月 額			受取総額	年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】	障害初期 給付金	月額保険料	
			初年度	最終年度	平 均				男 性	女 性
18～29 歳	C	12年	約 3.7 万円	約 4.9 万円	約 4.3 万円	約 629 万円	600 万円	60.0 万円	540 円	390 円
30～35 歳	C	12年	約 3.7 万円	約 4.9 万円	約 4.3 万円	約 629 万円	600 万円	60.0 万円	540 円	390 円
36～40 歳	C	12年	約 3.7 万円	約 4.9 万円	約 4.3 万円	約 629 万円	600 万円	60.0 万円	702 円	624 円
41～45 歳	C	10年	約 4.5 万円	約 5.8 万円	約 5.1 万円	約 622 万円	600 万円	60.0 万円	930 円	726 円
46～50 歳	C	8年	約 5.8 万円	約 7.0 万円	約 6.4 万円	約 615 万円	600 万円	60.0 万円	1,332 円	1,020 円
51～55 歳	D	4年	約 6.0 万円	約 6.5 万円	約 6.2 万円	約 301 万円	300 万円	30.0 万円	1,011 円	714 円
56～60 歳	E	3年	約 5.3 万円	約 5.7 万円	約 5.5 万円	約 200 万円	200 万円	20.0 万円	1,022 円	632 円
61～64 歳	E	3年	約 5.3 万円	約 5.7 万円	約 5.5 万円	約 200 万円	200 万円	20.0 万円	1,554 円	844 円
65 歳	F	3年	約 2.6 万円	約 2.8 万円	約 2.7 万円	約 100 万円	100 万円	一万円	716 円	380 円

配偶者

（加入対象）本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2027年2月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方
（継続は満80歳6ヵ月までの方）

組合員本人とセットでのご加入をおすすめします。（最高800万円コースまで加入できます）

【死亡・高度障害のとき】 200万円コースで加入した場合

※本人の加入が条件です。

※ただし、ご夫婦で組合員の場合は双方本人として加入ください。

年 齢	コース	受 取 期 間	年 金 月 額			受取総額	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】	月額保険料	
			初年度	平 均	最終年度			男 性	女 性
18～35 歳	200万円 コース	3 年	約 5.3 万円	約 5.5 万円	約 5.7 万円	約 200 万円	200 万円	158 円	104 円
36～40 歳								200 円	172 円
41～45 歳								270 円	206 円
46～50 歳								394 円	300 円
51～55 歳								602 円	422 円
56～60 歳								916 円	560 円
61～65 歳								1,432 円	760 円

●記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

●年齢は「保険年齢」です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

（例）保険年齢40歳＝2027年2月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

●記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

●障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。

●障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。

●障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。（脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。）

●死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。

●障害保険金がお支払われた場合はこの保険は脱退となります。

●障害初期給付金のお支払いは1回限りです。

●高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。

●障害初期給付金がお支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

●保障額

本人

申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき								障害年金 1級、2級 のとき
		月額給付				ボーナス給付(年2回)				
		年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (初年度) (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (初年度) (約 万円)	ボーナス 給付 年金受取 総額 (約 万円)	【障害初期 給付金】 (万円)
A1 ボーナス 給付の あるコース	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	1,800	25	4.9	2,025	1,800	25	29.7	2,025	360.0
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	1,800	18	7.1	1,947	1,800	18	43.1	1,947	360.0
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	1,800	15	8.8	1,917	1,800	15	52.8	1,917	360.0
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	1,800	12	11.2	1,887	1,800	12	67.5	1,887	360.0
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	1,800	10	13.7	1,867	1,800	10	82.2	1,867	360.0
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	1,800	8	17.4	1,847	1,800	8	104.4	1,847	360.0
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	300	4	6.0	301	300	4	36.0	301	60.0
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	300	4	6.0	301	300	4	36.0	301	-
B1 ボーナス 給付の あるコース	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	1,200	18	4.7	1,298	1,200	18	28.7	1,298	240.0
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	1,200	15	5.8	1,278	1,200	15	35.2	1,278	240.0
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	1,200	12	7.5	1,258	1,200	12	45.0	1,258	240.0
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	1,200	10	9.1	1,244	1,200	10	54.8	1,244	240.0
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	1,200	8	11.6	1,231	1,200	8	69.6	1,231	240.0
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	1,200	7	13.3	1,225	1,200	7	80.2	1,225	240.0
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	300	4	6.0	301	300	4	36.0	301	60.0
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	300	4	6.0	301	300	4	36.0	301	-
C1 ボーナス 給付の あるコース	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	600	12	3.7	629	600	12	22.5	629	120.0
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	600	12	3.7	629	600	12	22.5	629	120.0
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	600	10	4.5	622	600	10	27.4	622	120.0
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	600	8	5.8	615	600	8	34.8	615	120.0
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	600	6	7.8	609	600	6	47.2	609	120.0
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	600	5	9.5	606	600	5	57.2	606	120.0
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	300	4	6.0	301	300	4	36.0	301	60.0
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	300	4	6.0	301	300	4	36.0	301	-

たすけあい共済「まぜるべし」

本人

申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき								障害年金 1級、2級 のとき
		月額給付				ボーナス給付(年2回)				
		年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (初年度) (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (初年度) (約 万円)	ボーナス 給付 年金受取 総額 (約 万円)	【障害初期 給付金】 (万円)
D1 ボーナス 給付の あるコース	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	300	4	6.0	301	300	4	36.0	301	60.0
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	300	4	6.0	301	300	4	36.0	301	60.0
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	300	4	6.0	301	300	4	36.0	301	60.0
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	300	4	6.0	301	300	4	36.0	301	60.0
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	300	4	6.0	301	300	4	36.0	301	60.0
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	300	4	6.0	301	300	4	36.0	301	60.0
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	300	4	6.0	301	300	4	36.0	301	60.0
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	300	4	6.0	301	300	4	36.0	301	-
E1 ボーナス給付の あるコース	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	200	3	5.3	200	200	3	32.3	200	40.0
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	200	3	5.3	200	200	3	32.3	200	40.0
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	200	3	5.3	200	200	3	32.3	200	-

保険料

●保険料（単位：円）

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
A1	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	1,620	1,170	9,540	6,876
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	2,106	1,872	12,384	11,016
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	2,790	2,178	16,416	12,816
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	3,996	3,060	23,490	18,000
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	6,066	4,284	35,676	25,200
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	9,198	5,688	54,090	33,444
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	2,331	1,266	13,707	7,443
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	2,148	1,140	12,630	6,702
B1	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	1,080	780	6,360	4,584
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	1,404	1,248	8,256	7,344
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	1,860	1,452	10,944	8,544
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	2,664	2,040	15,660	12,000
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	4,044	2,856	23,784	16,800
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	6,132	3,792	36,060	22,296
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	2,331	1,266	13,707	7,443
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	2,148	1,140	12,630	6,702
C1	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	540	390	3,180	2,292
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	702	624	4,128	3,672
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	930	726	5,472	4,272
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	1,332	1,020	7,830	6,000
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	2,022	1,428	11,892	8,400
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	3,066	1,896	18,030	11,148
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	2,331	1,266	13,707	7,443
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	2,148	1,140	12,630	6,702

たすけあい共済「まぜるくん」

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
D1	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	270	195	1,590	1,146
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	351	312	2,064	1,836
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	465	363	2,736	2,136
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	666	510	3,915	3,000
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	1,011	714	5,946	4,200
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	1,533	948	9,015	5,574
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	2,331	1,266	13,707	7,443
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	2,148	1,140	12,630	6,702
E1	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	1,022	632	6,010	3,716
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	1,554	844	9,138	4,962
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	1,432	760	8,420	4,468

●保障額

本人

申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき								障害年金 1級、2級 のとき
		月額給付				ボーナス給付(年2回)				
		年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (初年度) (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (初年度) (約 万円)	ボーナス 給付 年金受取 総額 (約 万円)	【障害初期 給付金】 (万円)
A 月額給付 のみ のコース	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	1,800	25	4.9	2,025	-	-	-	-	180.0
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	1,800	18	7.1	1,947	-	-	-	-	180.0
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	1,800	15	8.8	1,917	-	-	-	-	180.0
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	1,800	12	11.2	1,887	-	-	-	-	180.0
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	1,800	10	13.7	1,867	-	-	-	-	180.0
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	1,800	8	17.4	1,847	-	-	-	-	180.0
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	300	4	6.0	301	-	-	-	-	30.0
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	300	4	6.0	301	-	-	-	-	-
B 月額給付 のみ のコース	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	1,200	18	4.7	1,298	-	-	-	-	120.0
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	1,200	15	5.8	1,278	-	-	-	-	120.0
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	1,200	12	7.5	1,258	-	-	-	-	120.0
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	1,200	10	9.1	1,244	-	-	-	-	120.0
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	1,200	8	11.6	1,231	-	-	-	-	120.0
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	1,200	7	13.3	1,225	-	-	-	-	120.0
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	300	4	6.0	301	-	-	-	-	30.0
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	300	4	6.0	301	-	-	-	-	-
C 月額給付 のみ のコース	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	600	12	3.7	629	-	-	-	-	60.0
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	600	12	3.7	629	-	-	-	-	60.0
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	600	10	4.5	622	-	-	-	-	60.0
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	600	8	5.8	615	-	-	-	-	60.0
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	600	6	7.8	609	-	-	-	-	60.0
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	600	5	9.5	606	-	-	-	-	60.0
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	300	4	6.0	301	-	-	-	-	30.0
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	300	4	6.0	301	-	-	-	-	-

たすけあい共済「まもるくん」

本 人										
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき								障害年金 1級、2級 のとき
		月額給付				ボーナス給付(年2回)				
		年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (初年度) (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (初年度) (約 万円)	ボーナス 給付 年金受取 総額 (約 万円)	【障害初期 給付金】 (万円)
月額給付のみ のコース D 退職後も 継続できます。	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	300	4	6.0	301	-	-	-	-	30.0
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	300	4	6.0	301	-	-	-	-	30.0
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	300	4	6.0	301	-	-	-	-	30.0
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	300	4	6.0	301	-	-	-	-	-
月額給付のみ のコース E 退職後も 継続できます。	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	200	3	5.3	200	-	-	-	-	20.0
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	200	3	5.3	200	-	-	-	-	20.0
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	200	3	5.3	200	-	-	-	-	-
月額給付のみ のコース F 退職後も 継続できます。	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	100	3	2.6	100	-	-	-	-	10.0
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	100	3	2.6	100	-	-	-	-	10.0
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	100	3	2.6	100	-	-	-	-	-

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者の保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

障害特約についての注意事項



- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。
(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

●保険料 (単位：円)

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
A	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	1,620	1,170	-	-
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	2,106	1,872	-	-
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	2,790	2,178	-	-
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	3,996	3,060	-	-
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	6,066	4,284	-	-
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	9,198	5,688	-	-
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	2,331	1,266	-	-
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	2,148	1,140	-	-
B	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	1,080	780	-	-
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	1,404	1,248	-	-
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	1,860	1,452	-	-
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	2,664	2,040	-	-
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	4,044	2,856	-	-
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	6,132	3,792	-	-
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	2,331	1,266	-	-
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	2,148	1,140	-	-
C	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	540	390	-	-
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	702	624	-	-
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	930	726	-	-
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	1,332	1,020	-	-
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	2,022	1,428	-	-
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	3,066	1,896	-	-
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	2,331	1,266	-	-
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	2,148	1,140	-	-

たすけあい共済「まもるくん」

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料 (円)		半年払保険料 (円)	
		男性	女性	男性	女性
D 退職後も 継続できます。	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	1,011	714	-	-
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	1,533	948	-	-
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	2,331	1,266	-	-
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	2,148	1,140	-	-
E 退職後も 継続できます。	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	1,022	632	-	-
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	1,554	844	-	-
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	1,432	760	-	-
F 退職後も 継続できます。	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	511	316	-	-
	61～64歳 (1962.8.2～1966.8.1)	777	422	-	-
	65歳 (1961.8.2～1962.8.1)	716	380	-	-

66歳以降の保障内容、保険料はP61～P62に記載しております。

●保障額

配偶者							
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき					
		月額給付					月額給付 年金受取総額 (約 万円)
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額			
				初年度 (約 万円)	平均 (約 万円)	最終年度 (約 万円)	
800	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	800	9	6.8	7.6	8.4	825
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	800	9	6.8	7.6	8.4	825
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	800	9	6.8	7.6	8.4	825
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	800	9	6.8	7.6	8.4	825
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	800	9	6.8	7.6	8.4	825
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	800	9	6.8	7.6	8.4	825
	61～65歳 (1961.8.2～1966.8.1)	800	9	6.8	7.6	8.4	825
600	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	600	7	6.6	7.2	7.8	612
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	600	7	6.6	7.2	7.8	612
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	600	7	6.6	7.2	7.8	612
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	600	7	6.6	7.2	7.8	612
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	600	7	6.6	7.2	7.8	612
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	600	7	6.6	7.2	7.8	612
	61～65歳 (1961.8.2～1966.8.1)	600	7	6.6	7.2	7.8	612
400	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	400	5	6.3	6.7	7.1	404
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	400	5	6.3	6.7	7.1	404
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	400	5	6.3	6.7	7.1	404
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	400	5	6.3	6.7	7.1	404
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	400	5	6.3	6.7	7.1	404
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	400	5	6.3	6.7	7.1	404
	61～65歳 (1961.8.2～1966.8.1)	400	5	6.3	6.7	7.1	404

たすけあい共済「まもるくん」

配偶者							
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき					
		月額給付					月額給付 年金受取総額 (約 万円)
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額			
				初年度 (約 万円)	平均 (約 万円)	最終年度 (約 万円)	
200	18 ～ 35 歳 (1991.8.2 ～ 2009.8.1)	200	3	5.3	5.5	5.7	200
	36 ～ 40 歳 (1986.8.2 ～ 1991.8.1)	200	3	5.3	5.5	5.7	200
	41 ～ 45 歳 (1981.8.2 ～ 1986.8.1)	200	3	5.3	5.5	5.7	200
	46 ～ 50 歳 (1976.8.2 ～ 1981.8.1)	200	3	5.3	5.5	5.7	200
	51 ～ 55 歳 (1971.8.2 ～ 1976.8.1)	200	3	5.3	5.5	5.7	200
	56 ～ 60 歳 (1966.8.2 ～ 1971.8.1)	200	3	5.3	5.5	5.7	200
	61 ～ 65 歳 (1961.8.2 ～ 1966.8.1)	200	3	5.3	5.5	5.7	200
100	18 ～ 35 歳 (1991.8.2 ～ 2009.8.1)	100	3	2.6	2.7	2.8	100
	36 ～ 40 歳 (1986.8.2 ～ 1991.8.1)	100	3	2.6	2.7	2.8	100
	41 ～ 45 歳 (1981.8.2 ～ 1986.8.1)	100	3	2.6	2.7	2.8	100
	46 ～ 50 歳 (1976.8.2 ～ 1981.8.1)	100	3	2.6	2.7	2.8	100
	51 ～ 55 歳 (1971.8.2 ～ 1976.8.1)	100	3	2.6	2.7	2.8	100
	56 ～ 60 歳 (1966.8.2 ～ 1971.8.1)	100	3	2.6	2.7	2.8	100
	61 ～ 65 歳 (1961.8.2 ～ 1966.8.1)	100	3	2.6	2.7	2.8	100

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意



- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- ・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.70**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.71**

●保険料 (単位: 円)

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)	
		男性	女性
800	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	632	416
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	800	688
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	1,080	824
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	1,576	1,200
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	2,408	1,688
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	3,664	2,240
	61～65歳 (1961.8.2～1966.8.1)	5,728	3,040
600	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	474	312
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	600	516
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	810	618
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	1,182	900
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	1,806	1,266
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	2,748	1,680
	61～65歳 (1961.8.2～1966.8.1)	4,296	2,280
400	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	316	208
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	400	344
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	540	412
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	788	600
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	1,204	844
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	1,832	1,120
	61～65歳 (1961.8.2～1966.8.1)	2,864	1,520

たすけあい共済「まもるくん」

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)	
		男性	女性
200	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	158	104
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	200	172
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	270	206
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	394	300
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	602	422
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	916	560
	61～65歳 (1961.8.2～1966.8.1)	1,432	760
100	18～35歳 (1991.8.2～2009.8.1)	79	52
	36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	100	86
	41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	135	103
	46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	197	150
	51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	301	211
	56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	458	280
	61～65歳 (1961.8.2～1966.8.1)	716	380

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

66歳以降の保障内容、保険料はP62～P64に記載しております。

退職後はDコース・Eコース・Fコースで継続できます。

〈加入対象〉全駐留軍労働組合の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2027年2月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方（継続は満80歳6ヵ月までの方）

保険期間 2027年2月1日(月)～2028年1月31日(月)

 加入対象者 **本人** **配偶者**

7大疾病サポートコースは、特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)に、特定疾病と関連が深い4疾病(※)を加えた7大疾病および上皮内新生物(※)の治療費等をトータルでサポートします。

※「4疾病(重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)」および「上皮内新生物」を保障対象とする場合、〈7大疾病保障特約〉、〈がん・上皮内新生物保障特約〉それぞれの特約加入が必要です。

保障内容等(契約概要部分)

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。
- 余命6ヵ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求が可能。
(リビング・ニース特約)
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

保障区分	保障内容	本人・配偶者			
		1口	2口	3口	5口
主契約	● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [特定疾病保険金](※1)	100万円	200万円	300万円	500万円
	● 死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金](※1)				
7大疾病保障特約	● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [7大疾病保険金](※2)	50万円	100万円	150万円	250万円
がん・上皮内新生物保障特約	● 所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金](※2)	10万円	20万円	30万円	50万円



(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

意向確認
ご加入前
ご確認

7大疾病サポートコースは、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

		〈主契約〉	〈7大疾病保障特約〉	〈がん・上皮内新生物保障特約〉	特約を付加した場合の合計受取額
		特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 500万円	7大疾病保険金 250万円 主契約の5割	がん・上皮内新生物 保険金 50万円 主契約の1割	
特定疾病の保障	7大疾病の保障 ※特約を付加した場合				
	死亡・高度障害	● 支払事由のいずれかに該当			500万円
	悪性新生物(がん) ^(注)	●	●	●	800万円
	急性心筋梗塞	●	● 支払事由のいずれかに該当		750万円
	脳卒中	●	●		
	重度の糖尿病		●	● 支払事由のいずれかに該当	250万円
	重度の高血圧性疾患		●		
	慢性腎不全		●		
	肝硬変		●		
	上皮内新生物			●	50万円

7大疾病サポートコース

(注) 特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意



被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}
特定疾病保険金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
7大疾病保険金 ^{※13} ^{※14}	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物 保険金		加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※ 1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款[付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中]に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※ 2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※ 3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※ 4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※ 5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- ※ 6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※ 7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※ 8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ります。
- ※ 9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※ 10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※ 11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※ 12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※ 13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。
- ※ 14 7大疾病保険金のお支払いはいずれかの疾病について1回のみです。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。  **P.69**

約款規定については、参照ページをご確認ください。  **P.78**

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。  **P.74**

<保険金等を受け取った場合の税務申告上の留意事項>

- ・ 所得税の医療費控除を申告される際には、実際に支払った医療費から受け取られた保険金等の金額を差し引くことが必要な場合があります。
- ・ 税務上の取扱いについては本パンフレット作成時点の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

保険料

●月額保険料（単位：円） ＜保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円・200万円・300万円・500万円＞

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男性												
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者											
	1口			2口			3口			5口		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
18～20歳 (2006.8.2～ 2009.8.1)	158	65	13	316	130	26	474	195	39	790	325	65
21～25歳 (2001.8.2～ 2006.8.1)	209	70	13	418	140	26	627	210	39	1,045	350	65
26～30歳 (1996.8.2～ 2001.8.1)	214	80	14	428	160	28	642	240	42	1,070	400	70
31～35歳 (1991.8.2～ 1996.8.1)	263	105	16	526	210	32	789	315	48	1,315	525	80
36～40歳 (1986.8.2～ 1991.8.1)	354	135	20	708	270	40	1,062	405	60	1,770	675	100
41～45歳 (1981.8.2～ 1986.8.1)	488	195	30	976	390	60	1,464	585	90	2,440	975	150
46～50歳 (1976.8.2～ 1981.8.1)	811	340	47	1,622	680	94	2,433	1,020	141	4,055	1,700	235
51～55歳 (1971.8.2～ 1976.8.1)	1,342	540	72	2,684	1,080	144	4,026	1,620	216	6,710	2,700	360
56～60歳 (1966.8.2～ 1971.8.1)	2,098	920	124	4,196	1,840	248	6,294	2,760	372	10,490	4,600	620
61～65歳 (1961.8.2～ 1966.8.1)	3,267	1,465	227	6,534	2,930	454	9,801	4,395	681	16,335	7,325	1,135

女性												
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者											
	1口			2口			3口			5口		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
18～20歳 (2006.8.2～ 2009.8.1)	133	65	15	266	130	30	399	195	45	665	325	75
21～25歳 (2001.8.2～ 2006.8.1)	158	75	25	316	150	50	474	225	75	790	375	125
26～30歳 (1996.8.2～ 2001.8.1)	199	100	32	398	200	64	597	300	96	995	500	160
31～35歳 (1991.8.2～ 1996.8.1)	281	145	45	562	290	90	843	435	135	1,405	725	225
36～40歳 (1986.8.2～ 1991.8.1)	410	220	61	820	440	122	1,230	660	183	2,050	1,100	305
41～45歳 (1981.8.2～ 1986.8.1)	596	365	80	1,192	730	160	1,788	1,095	240	2,980	1,825	400
46～50歳 (1976.8.2～ 1981.8.1)	750	475	100	1,500	950	200	2,250	1,425	300	3,750	2,375	500
51～55歳 (1971.8.2～ 1976.8.1)	979	605	103	1,958	1,210	206	2,937	1,815	309	4,895	3,025	515
56～60歳 (1966.8.2～ 1971.8.1)	1,205	805	119	2,410	1,610	238	3,615	2,415	357	6,025	4,025	595
61～65歳 (1961.8.2～ 1966.8.1)	1,708	955	161	3,416	1,910	322	5,124	2,865	483	8,540	4,775	805

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

66歳以降の保障内容、保険料はP65～P66に記載しております。

保険期間 2027年2月1日(月)からご加入者が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)
 加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢70歳までの保障が準備できます。^(注)
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。
- 余命6ヵ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求が可能。(リビング・ニーズ特約)

保障内容	本 人・配偶者			
	1口 100万円	2口 200万円	3口 300万円	5口 500万円
死亡または所定の高度障害状態になったとき [死亡・高度障害保険金]	100 万円	200 万円	300 万円	500 万円

(注) ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。

更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

高度障害保険金：被保険者

- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.74**

約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.78**

退職後継続コースは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料

●月額保険料（単位：円）＜保険期間70歳満了、集団扱月払、保険金額100万円・200万円・300万円・500万円＞

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
（既加入の方の保険料は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。）

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性				女性			
	本 人・配偶者				本 人・配偶者			
	1口 100万円	2口 200万円	3口 300万円	5口 500万円	1口 100万円	2口 200万円	3口 300万円	5口 500万円
18歳(2008.8.2～2009.8.1)	342	684	1,026	1,710	214	428	642	1,070
19歳(2007.8.2～2008.8.1)	348	696	1,044	1,740	218	436	654	1,090
20歳(2006.8.2～2007.8.1)	355	710	1,065	1,775	221	442	663	1,105
21歳(2005.8.2～2006.8.1)	361	722	1,083	1,805	225	450	675	1,125
22歳(2004.8.2～2005.8.1)	368	736	1,104	1,840	229	458	687	1,145
23歳(2003.8.2～2004.8.1)	376	752	1,128	1,880	233	466	699	1,165
24歳(2002.8.2～2003.8.1)	384	768	1,152	1,920	237	474	711	1,185
25歳(2001.8.2～2002.8.1)	391	782	1,173	1,955	241	482	723	1,205
26歳(2000.8.2～2001.8.1)	399	798	1,197	1,995	246	492	738	1,230
27歳(1999.8.2～2000.8.1)	408	816	1,224	2,040	251	502	753	1,255
28歳(1998.8.2～1999.8.1)	418	836	1,254	2,090	256	512	768	1,280
29歳(1997.8.2～1998.8.1)	426	852	1,278	2,130	261	522	783	1,305
30歳(1996.8.2～1997.8.1)	437	874	1,311	2,185	267	534	801	1,335
31歳(1995.8.2～1996.8.1)	448	896	1,344	2,240	271	542	813	1,355
32歳(1994.8.2～1995.8.1)	458	916	1,374	2,290	277	554	831	1,385
33歳(1993.8.2～1994.8.1)	470	940	1,410	2,350	283	566	849	1,415
34歳(1992.8.2～1993.8.1)	482	964	1,446	2,410	290	580	870	1,450
35歳(1991.8.2～1992.8.1)	495	990	1,485	2,475	296	592	888	1,480
36歳(1990.8.2～1991.8.1)	509	1,018	1,527	2,545	302	604	906	1,510
37歳(1989.8.2～1990.8.1)	522	1,044	1,566	2,610	309	618	927	1,545
38歳(1988.8.2～1989.8.1)	538	1,076	1,614	2,690	316	632	948	1,580
39歳(1987.8.2～1988.8.1)	552	1,104	1,656	2,760	324	648	972	1,620
40歳(1986.8.2～1987.8.1)	569	1,138	1,707	2,845	330	660	990	1,650
41歳(1985.8.2～1986.8.1)	586	1,172	1,758	2,930	338	676	1,014	1,690
42歳(1984.8.2～1985.8.1)	603	1,206	1,809	3,015	347	694	1,041	1,735
43歳(1983.8.2～1984.8.1)	622	1,244	1,866	3,110	356	712	1,068	1,780
44歳(1982.8.2～1983.8.1)	642	1,284	1,926	3,210	364	728	1,092	1,820
45歳(1981.8.2～1982.8.1)	662	1,324	1,986	3,310	373	746	1,119	1,865
46歳(1980.8.2～1981.8.1)	685	1,370	2,055	3,425	383	766	1,149	1,915
47歳(1979.8.2～1980.8.1)	707	1,414	2,121	3,535	393	786	1,179	1,965
48歳(1978.8.2～1979.8.1)	731	1,462	2,193	3,655	403	806	1,209	2,015
49歳(1977.8.2～1978.8.1)	756	1,512	2,268	3,780	414	828	1,242	2,070

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性				女性			
	本 人・配偶者				本 人・配偶者			
	1口 100万円	2口 200万円	3口 300万円	5口 500万円	1口 100万円	2口 200万円	3口 300万円	5口 500万円
50歳(1976.8.2～1977.8.1)	782	1,564	2,346	3,910	423	846	1,269	2,115
51歳(1975.8.2～1976.8.1)	808	1,616	2,424	4,040	433	866	1,299	2,165
52歳(1974.8.2～1975.8.1)	834	1,668	2,502	4,170	443	886	1,329	2,215
53歳(1973.8.2～1974.8.1)	861	1,722	2,583	4,305	452	904	1,356	2,260
54歳(1972.8.2～1973.8.1)	890	1,780	2,670	4,450	462	924	1,386	2,310
55歳(1971.8.2～1972.8.1)	921	1,842	2,763	4,605	473	946	1,419	2,365
56歳(1970.8.2～1971.8.1)	953	1,906	2,859	4,765	483	966	1,449	2,415
57歳(1969.8.2～1970.8.1)	988	1,976	2,964	4,940	495	990	1,485	2,475
58歳(1968.8.2～1969.8.1)	1,024	2,048	3,072	5,120	508	1,016	1,524	2,540
59歳(1967.8.2～1968.8.1)	1,062	2,124	3,186	5,310	520	1,040	1,560	2,600
60歳(1966.8.2～1967.8.1)	1,100	2,200	3,300	5,500	532	1,064	1,596	2,660
61歳(1965.8.2～1966.8.1)	1,142	2,284	3,426	5,710	545	1,090	1,635	2,725
62歳(1964.8.2～1965.8.1)	1,185	2,370	3,555	5,925	559	1,118	1,677	2,795
63歳(1963.8.2～1964.8.1)	1,230	2,460	3,690	6,150	573	1,146	1,719	2,865
64歳(1962.8.2～1963.8.1)	1,276	2,552	3,828	6,380	588	1,176	1,764	2,940
65歳(1961.8.2～1962.8.1)	1,323	2,646	3,969	6,615	604	1,208	1,812	3,020

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

保険期間 2027年2月1日(月)～2028年1月31日(月)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 病気やケガにより所定の就業障害が免責期間を超えて継続したとき、
保険金をお支払いします。^(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

給付のしくみ

保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで長期休職となった場合

公的給付

休職前給与の一定割合

本制度からの給付

免責期間
90日

月額最高10万円を給付いたします。

休職中の不安を
長期間サポート

休職開始

最長60歳まで給付*

* 55～64歳の方は3年が限度です。

* 所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

意向確認

ご加入前のご確認

長期休職所得サポートコースは、傷害または疾病（あわせて以下「身体障害」といいます。）により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

●月額保険料（単位：円） 保険料は加入者数や支払実績等に応じて計算され、変更する可能性があります。

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性				女 性			
			保険金月額 5万円 5コース	保険金月額 10万円 10コース	保険金月額 15万円 15コース	保険金月額 20万円 20コース	保険金月額 5万円 5コース	保険金月額 10万円 10コース	保険金月額 15万円 15コース	保険金月額 20万円 20コース
17～24歳 (2002.2.2～2009.8.1)	90日	60歳	464	928	1,393	1,857	295	590	884	1,179
25～29歳 (1997.2.2～2002.2.1)			481	962	1,443	1,925	383	766	1,150	1,533
30～34歳 (1992.2.2～1997.2.1)			511	1,022	1,532	2,043	511	1,021	1,532	2,042
35～39歳 (1987.2.2～1992.2.1)			635	1,270	1,905	2,540	753	1,506	2,259	3,011
40～44歳 (1982.2.2～1987.2.1)			902	1,804	2,707	3,609	1,163	2,326	3,490	4,653
45～49歳 (1977.2.2～1982.2.1)			1,249	2,498	3,747	4,996	1,577	3,154	4,731	6,308
50～54歳 (1972.2.2～1977.2.1)			1,446	2,892	4,338	5,784	1,694	3,388	5,082	6,776
55～59歳 (1967.2.2～1972.2.1)		3年	1,342	2,685	4,027	5,370	1,403	2,806	4,209	5,612
60～64歳 (1962.8.2～1967.2.1)			2,424	4,848	7,272	9,696	2,255	4,511	6,766	9,022

- ・本制度の保険料は補償開始月の前月控除であることから、脱退の場合は最終保険料控除月の翌月までが補償期間です。
- ・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.75**

保険期間 2027年2月1日(月)～2028年1月31日(月)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども** 配偶者・子どものみの加入は不可。

保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガにより入院した場合、1回の入院につき入院初期費用保険金をお支払いします。
- 病気やケガにより入院した場合、入院1月^(注1)につき入院支援保険金をお支払いします。
(注1) 入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。
- 病気やケガによる入院は、日帰り入院^(注2)も保険金お支払いの対象となります。
(注2) 「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いします(外来での治療は「日帰り入院」に該当しません)。

入院費用サポートコースは、ケガや病気により入院したときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保障内容	お支払保険金額
	Z・Z1コース
疾病の治療を目的として入院したとき [疾病入院支援保険金]	1月につき 15,000円
傷害の治療を目的として入院したとき [傷害入院支援保険金]	1月につき 15,000円
疾病の治療を目的として入院したとき [疾病入院初期費用保険金]	1回の入院につき 20,000円
傷害の治療を目的として入院したとき [傷害入院初期費用保険金]	1回の入院につき 20,000円



プラス

◎女性疾病給付金

オプション

○女性疾病により入院・手術をした場合に保険金をお支払いします。

女性疾病給付金の具体例

『女性疾病』には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。

保障内容	Z1コース
女性疾病の治療を目的として 1日以上入院したとき [女性疾病入院保険金]	日額 5,000円 ×入院日数
女性疾病の治療を直接の目的として 所定の手術を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 5・10・20万円
女性が特定障害の治療を直接の目的として 所定の形成術等を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20万円

- ・『女性疾病』には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。
- ・疾病入院支援保険金・傷害入院支援保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき5月、通算して24月を限度とします。
- ・疾病による入院をした場合でも、傷害入院支援保険金の支払に該当する入院をしている期間については、疾病入院支援保険金の支払日数には含めません。
- ・疾病入院初期費用保険金・傷害入院初期費用保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき1回、通算して15回を限度とします。
- ・傷害入院初期費用保険金が支払われる入院を開始したときまたは入院中に、疾病の治療を開始した場合は、疾病入院初期費用保険金は支払いません。
- ・女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じて1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。
- ・手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の詳細については、当社約款に掲載しています。

補償内容の詳細については、参照ページをご確認ください。 **P.73**

保険料

●月額保険料（単位：円） 保険料は加入者数や支払実績等に応じて計算され、変更する可能性があります。

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	オプションなし		オプションあり	
	男女共通		女性のみ	
	本人・配偶者		本人・配偶者	
	Zコース		Z1コース	
18～20歳 (2006.8.2～2009.8.1)	260		550	
21～25歳 (2001.8.2～2006.8.1)	410		740	
26～30歳 (1996.8.2～2001.8.1)	500		970	
31～35歳 (1991.8.2～1996.8.1)	460		870	
36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	430		870	
41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	470		1,010	
46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	570		1,240	
51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	710		1,480	
56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	900		1,770	
61～65歳 (1961.8.2～1966.8.1)	1,170		2,070	

年齢【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	Zコース	Z1コース
0～15歳 (2011.8.2～2027.2.1)	220	510
16～20歳 (2006.8.2～2011.8.1)	260	550
21～22歳 (2004.8.2～2006.8.1)	410	740

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

66歳以降の保障内容、保険料はP67に記載しております。

保険期間 2027年2月1日(月)～2028年1月31日(月)

加入対象者 **本人** **配偶者** **本人・配偶者の親(親介護特約のみ)**

保障内容等(契約概要部分)

- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

介護特約

保障内容	本人・配偶者		
	300万円	200万円	100万円
	3コース	2コース	1コース
所定の要介護状態になったとき [介護保険金]	300万円 (1回を限度)	200万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)

親介護特約をセットすることができます。

親介護特約

保障内容	本人または配偶者の親		
	300万円	200万円	100万円
	P3コース	P2コース	P1コース
親が所定の要介護状態になったとき [親介護保険金]	親介護保険金額 300万円 (1回を限度)	親介護保険金額 200万円 (1回を限度)	親介護保険金額 100万円 (1回を限度)

・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

お支払対象となる要介護状態等の詳細については、参照ページをご確認ください。P.72

意向確認

ご加入前のご確認

介護サポートコースは、本人・配偶者、または被保険者の親が所定の要介護状態になったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料

●月額保険料（単位：円）

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

介護特約

<介護保険金額：300万円・200万円・100万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者		
	300万円 3コース	200万円 2コース	100万円 1コース
18～20歳 (2006.8.2～2009.8.1)	10	10	10
21～25歳 (2001.8.2～2006.8.1)	10	10	10
26～30歳 (1996.8.2～2001.8.1)	10	10	10
31～35歳 (1991.8.2～1996.8.1)	10	10	10
36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	10	10	10
41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	50	30	20
46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	90	60	30
51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	200	130	70
56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	420	280	140
61～65歳 (1961.8.2～1966.8.1)	890	590	300

・66歳以降の保障内容、保険料はP67に記載しております。

親介護特約

(単位：円) <親介護保険金額：300万円・200万円・100万円>

親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	36～40歳 (1986.8.2 ～ 1991.8.1)	41～45歳 (1981.8.2 ～ 1986.8.1)	46～50歳 (1976.8.2 ～ 1981.8.1)	51～55歳 (1971.8.2 ～ 1976.8.1)	56～60歳 (1966.8.2 ～ 1971.8.1)	61～65歳 (1961.8.2 ～ 1966.8.1)	66～70歳 (1956.8.2 ～ 1961.8.1)	71～75歳 (1951.8.2 ～ 1956.8.1)	76～80歳 (1946.8.2 ～ 1951.8.1)	81～85歳 (1941.8.2 ～ 1946.8.1)
300万円 P3コース	10	50	90	200	420	890	1,840	3,900	8,310	17,680
200万円 P2コース	10	30	60	130	280	590	1,220	2,600	5,540	11,790
100万円 P1コース	10	20	30	70	140	300	610	1,300	2,770	5,890

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

●たすけあい共済「まもるくん」

本 人							
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月額給付				月払保険料(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (初年度) (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	男性	女性
D	66～70歳 (1956.8.2～1961.8.1)	300	4	6.0	301	3,186	1,539
	71歳 (1955.8.2～1956.8.1)					4,173	2,040
	72歳 (1954.8.2～1955.8.1)					4,620	2,274
	73歳 (1953.8.2～1954.8.1)					5,133	2,550
	74歳 (1952.8.2～1953.8.1)					5,730	2,850
	75歳 (1951.8.2～1952.8.1)					6,435	3,180
	76歳 (1950.8.2～1951.8.1)					7,266	3,552
	77歳 (1949.8.2～1950.8.1)					8,250	3,984
	78歳 (1948.8.2～1949.8.1)					9,408	4,506
	79歳 (1947.8.2～1948.8.1)					10,743	5,136
	80歳 (1946.8.2～1947.8.1)					12,255	5,895
E	66～70歳 (1956.8.2～1961.8.1)	200	3	5.3	200	2,124	1,026
	71歳 (1955.8.2～1956.8.1)					2,782	1,360
	72歳 (1954.8.2～1955.8.1)					3,080	1,516
	73歳 (1953.8.2～1954.8.1)					3,422	1,700
	74歳 (1952.8.2～1953.8.1)					3,820	1,900
	75歳 (1951.8.2～1952.8.1)					4,290	2,120
	76歳 (1950.8.2～1951.8.1)					4,844	2,368
	77歳 (1949.8.2～1950.8.1)					5,500	2,656
	78歳 (1948.8.2～1949.8.1)					6,272	3,004
	79歳 (1947.8.2～1948.8.1)					7,162	3,424
	80歳 (1946.8.2～1947.8.1)					8,170	3,930

本人

申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月額給付				月払保険料(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (初年度) (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	男性	女性
F	66～70歳 (1956.8.2～1961.8.1)	100	3	2.6	100	1,062	513
	71歳 (1955.8.2～1956.8.1)					1,391	680
	72歳 (1954.8.2～1955.8.1)					1,540	758
	73歳 (1953.8.2～1954.8.1)					1,711	850
	74歳 (1952.8.2～1953.8.1)					1,910	950
	75歳 (1951.8.2～1952.8.1)					2,145	1,060
	76歳 (1950.8.2～1951.8.1)					2,422	1,184
	77歳 (1949.8.2～1950.8.1)					2,750	1,328
	78歳 (1948.8.2～1949.8.1)					3,136	1,502
	79歳 (1947.8.2～1948.8.1)					3,581	1,712
	80歳 (1946.8.2～1947.8.1)					4,085	1,965

配偶者

申込金額 (万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月額給付						月払保険料(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額			月額給付 年金受取総額 (約 万円)	男性	女性
				初年度 (約 万円)	平均 (約 万円)	最終年度 (約 万円)			
800	66～70歳 (1956.8.2～1961.8.1)	800	9	6.8	7.6	8.4	825	8,496	4,104
	71歳 (1955.8.2～1956.8.1)							11,128	5,440
	72歳 (1954.8.2～1955.8.1)							12,320	6,064
	73歳 (1953.8.2～1954.8.1)							13,688	6,800
	74歳 (1952.8.2～1953.8.1)							15,280	7,600
	75歳 (1951.8.2～1952.8.1)							17,160	8,480
	76歳 (1950.8.2～1951.8.1)							19,376	9,472
	77歳 (1949.8.2～1950.8.1)							22,000	10,624
	78歳 (1948.8.2～1949.8.1)							25,088	12,016
	79歳 (1947.8.2～1948.8.1)							28,648	13,696
	80歳 (1946.8.2～1947.8.1)							32,680	15,720

66歳以降の月払保険料

配偶者

申込金額 (万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月額給付						月払保険料(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額			月額給付 年金受取総額 (約 万円)	男性	女性
				初年度 (約 万円)	平均 (約 万円)	最終年度 (約 万円)			
600	66～70歳 (1956.8.2～1961.8.1)	600	7	6.6	7.2	7.8	612	6,372	3,078
	71歳 (1955.8.2～1956.8.1)							8,346	4,080
	72歳 (1954.8.2～1955.8.1)							9,240	4,548
	73歳 (1953.8.2～1954.8.1)							10,266	5,100
	74歳 (1952.8.2～1953.8.1)							11,460	5,700
	75歳 (1951.8.2～1952.8.1)							12,870	6,360
	76歳 (1950.8.2～1951.8.1)							14,532	7,104
	77歳 (1949.8.2～1950.8.1)							16,500	7,968
	78歳 (1948.8.2～1949.8.1)							18,816	9,012
	79歳 (1947.8.2～1948.8.1)							21,486	10,272
	80歳 (1946.8.2～1947.8.1)							24,510	11,790
400	66～70歳 (1956.8.2～1961.8.1)	400	5	6.3	6.7	7.1	404	4,248	2,052
	71歳 (1955.8.2～1956.8.1)							5,564	2,720
	72歳 (1954.8.2～1955.8.1)							6,160	3,032
	73歳 (1953.8.2～1954.8.1)							6,844	3,400
	74歳 (1952.8.2～1953.8.1)							7,640	3,800
	75歳 (1951.8.2～1952.8.1)							8,580	4,240
	76歳 (1950.8.2～1951.8.1)							9,688	4,736
	77歳 (1949.8.2～1950.8.1)							11,000	5,312
	78歳 (1948.8.2～1949.8.1)							12,544	6,008
	79歳 (1947.8.2～1948.8.1)							14,324	6,848
	80歳 (1946.8.2～1947.8.1)							16,340	7,860

配偶者

申込金額 (万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月額給付						月払保険料(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額			月額給付 年金受取総額 (約 万円)	男性	女性
				初年度 (約 万円)	平均 (約 万円)	最終年度 (約 万円)			
200	66～70歳 (1956.8.2～1961.8.1)	200	3	5.3	5.5	5.7	200	2,124	1,026
	71歳 (1955.8.2～1956.8.1)							2,782	1,360
	72歳 (1954.8.2～1955.8.1)							3,080	1,516
	73歳 (1953.8.2～1954.8.1)							3,422	1,700
	74歳 (1952.8.2～1953.8.1)							3,820	1,900
	75歳 (1951.8.2～1952.8.1)							4,290	2,120
	76歳 (1950.8.2～1951.8.1)							4,844	2,368
	77歳 (1949.8.2～1950.8.1)							5,500	2,656
	78歳 (1948.8.2～1949.8.1)							6,272	3,004
	79歳 (1947.8.2～1948.8.1)							7,162	3,424
	80歳 (1946.8.2～1947.8.1)							8,170	3,930
100	66～70歳 (1956.8.2～1961.8.1)	100	3	2.6	2.7	2.8	100	1,062	513
	71歳 (1955.8.2～1956.8.1)							1,391	680
	72歳 (1954.8.2～1955.8.1)							1,540	758
	73歳 (1953.8.2～1954.8.1)							1,711	850
	74歳 (1952.8.2～1953.8.1)							1,910	950
	75歳 (1951.8.2～1952.8.1)							2,145	1,060
	76歳 (1950.8.2～1951.8.1)							2,422	1,184
	77歳 (1949.8.2～1950.8.1)							2,750	1,328
	78歳 (1948.8.2～1949.8.1)							3,136	1,502
	79歳 (1947.8.2～1948.8.1)							3,581	1,712
	80歳 (1946.8.2～1947.8.1)							4,085	1,965

66歳以降の月払保険料

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝2027年2月1日現在満39歳6カ月を超え満40歳6カ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

●7大疾病サポートコース

(単位：円)

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性											
	本人・配偶者											
	1口			2口			3口			5口		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
66～70歳 (1956.8.2～ 1961.8.1)	4,834	2,115	348	9,668	4,230	696	14,502	6,345	1,044	24,170	10,575	1,740
71歳 (1955.8.2～ 1956.8.1)	6,082	2,605	415	12,164	5,210	830	18,246	7,815	1,245	30,410	13,025	2,075
72歳 (1954.8.2～ 1955.8.1)	6,571	2,780	439	13,142	5,560	878	19,713	8,340	1,317	32,855	13,900	2,195
73歳 (1953.8.2～ 1954.8.1)	7,101	2,950	461	14,202	5,900	922	21,303	8,850	1,383	35,505	14,750	2,305
74歳 (1952.8.2～ 1953.8.1)	7,687	3,130	484	15,374	6,260	968	23,061	9,390	1,452	38,435	15,650	2,420
75歳 (1951.8.2～ 1952.8.1)	8,343	3,255	507	16,686	6,510	1,014	25,029	9,765	1,521	41,715	16,275	2,535
76歳 (1950.8.2～ 1951.8.1)	9,076	3,380	528	18,152	6,760	1,056	27,228	10,140	1,584	45,380	16,900	2,640
77歳 (1949.8.2～ 1950.8.1)	9,897	3,500	545	19,794	7,000	1,090	29,691	10,500	1,635	49,485	17,500	2,725
78歳 (1948.8.2～ 1949.8.1)	10,806	3,615	560	21,612	7,230	1,120	32,418	10,845	1,680	54,030	18,075	2,800
79歳 (1947.8.2～ 1948.8.1)	11,811	3,750	577	23,622	7,500	1,154	35,433	11,250	1,731	59,055	18,750	2,885

(単位：円)

女性												
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者											
	1口			2口			3口			5口		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
66～70歳 (1956.8.2～ 1961.8.1)	2,254	1,275	181	4,508	2,550	362	6,762	3,825	543	11,270	6,375	905
71歳 (1955.8.2～ 1956.8.1)	2,796	1,450	198	5,592	2,900	396	8,388	4,350	594	13,980	7,250	990
72歳 (1954.8.2～ 1955.8.1)	3,070	1,505	205	6,140	3,010	410	9,210	4,515	615	15,350	7,525	1,025
73歳 (1953.8.2～ 1954.8.1)	3,372	1,565	212	6,744	3,130	424	10,116	4,695	636	16,860	7,825	1,060
74歳 (1952.8.2～ 1953.8.1)	3,687	1,620	219	7,374	3,240	438	11,061	4,860	657	18,435	8,100	1,095
75歳 (1951.8.2～ 1952.8.1)	4,016	1,710	227	8,032	3,420	454	12,048	5,130	681	20,080	8,550	1,135
76歳 (1950.8.2～ 1951.8.1)	4,355	1,810	233	8,710	3,620	466	13,065	5,430	699	21,775	9,050	1,165
77歳 (1949.8.2～ 1950.8.1)	4,717	1,915	241	9,434	3,830	482	14,151	5,745	723	23,585	9,575	1,205
78歳 (1948.8.2～ 1949.8.1)	5,121	2,040	248	10,242	4,080	496	15,363	6,120	744	25,605	10,200	1,240
79歳 (1947.8.2～ 1948.8.1)	5,578	2,165	256	11,156	4,330	512	16,734	6,495	768	27,890	10,825	1,280

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2027年2月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで
- ・この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は主契約の総保険金額10億円以上30億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。
- ・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

●入院費用サポートコース

(単位：円)

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	オプションなし	オプションあり
	男女共通	女性のみ
	本人・配偶者	本人・配偶者
	Zコース	Z1コース
66～70歳 (1956.8.2～1961.8.1)	1,680	2,590
71～75歳 (1951.8.2～1956.8.1)	2,250	3,170
76～79歳 (1947.8.2～1951.8.1)	2,690	3,620

●介護サポートコース

(単位：円)

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男女共通		
	本人・配偶者	本人・配偶者	本人・配偶者
	1コース	2コース	3コース
66～70歳 (1956.8.2～1961.8.1)	610	1,220	1,840
71～75歳 (1951.8.2～1956.8.1)	1,300	2,600	3,900
76～80歳 (1946.8.2～1951.8.1)	2,770	5,540	8,310

- 保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝2027年2月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- 記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。

本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。

契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	69
保険金・給付金をお支払いできない場合について	70
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	70
たすけあい共済「まもるくん」	70
介護サポートコース	71
入院費用サポートコース	73
7大疾病サポートコース	74
退職後継続コース	74
長期休職所得サポートコース	75
その他	76

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

たすけあい共済「まもるくん」・7大疾病サポートコース・退職後継続コース

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

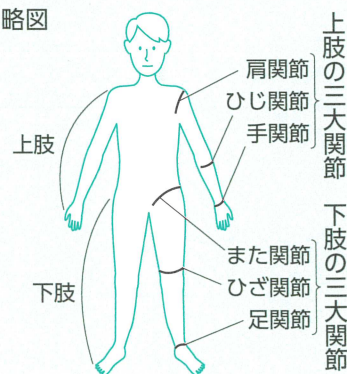
2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

身体部位
略図



保険金・給付金をお支払いできない場合について

たすけあい共済「まもるくん」・介護サポートコース・入院費用サポートコース・7大疾病サポートコース・退職後継続コース・長期休職所得サポートコース

- 次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由[※]に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
※告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注長期休職所得サポートコースを除く)、●その他上記と同等の事由があつたとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

たすけあい共済「まもるくん」

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
障害保険金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害保険金額 (死亡保険金額と同額)
障害初期給付金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害初期給付金額 (死亡保険金額の1割相当) ※更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。

- 【障害保険金・障害初期給付金】(障害特約について)
- ※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。
 - ※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。
 - ※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。
 - ※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金もしくは障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。
 - ①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合
 - ②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合
 - ③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

- 障害保険金・障害初期給付金の対象となる障害状態とは
- 障害年金1級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)
1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 2. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
 5. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 6. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 7. 両上肢のすべての指を欠くもの

8. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
9. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
10. 両下肢を足関節以上で欠くもの
11. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
13. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
14. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金2級（「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。）

1. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
2. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
5. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
6. 平衡機能に著しい障害を有するもの
7. そしゃくの機能を欠くもの
8. 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
9. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
10. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
11. 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
12. 1上肢のすべての指を欠くもの
13. 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
14. 両下肢のすべての指を欠くもの
15. 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
16. 1下肢を足関節以上で欠くもの
17. 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
18. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
19. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
20. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき（増額はその増額部分について）（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。） ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
高度障害保険金 障害保険金 障害初期給付金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人等の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

介護サポートコース

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
介護保険金	被保険者が次のいずれかの状態に該当した場合 ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合 ②保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合	介護保険金額 ＊1回を限度とします。
親介護保険金	被保険者の親が次のいずれかの状態に該当した場合 ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合 ②保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合	親介護保険金額 ＊1回を限度とします。

- 介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に所定の要介護状態に該当したときに限ります。また、保険期間満了後に所定の要介護状態に該当してもお支払いの対象となりません。
- 保険期間開始時より前に発生した原因により所定の要介護状態に該当してもお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してから所定の要介護状態に該当した場合は保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
 - ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払いいただきます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- 介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。
 - ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
 - ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより 介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
認知症により 介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ)興奮し騒ぎ立てる。 (ヘ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集める。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、介護保険金・親介護保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

入院費用サポートコース

◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
 疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、傷害入院初期費用特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
疾病入院支援保険金	疾病の治療を目的として入院したとき	1月 ^注 につき所定の入院支援保険金額 *1回の入院に対し5月、通算24月が限度
傷害入院支援保険金	傷害の治療を目的として入院したとき	^注 入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の 端日数については切り上げて1月とします。
疾病入院初期費用 保険金	疾病の治療を目的として入院したとき	1回の入院につき所定の入院初期費用保険金額 *通算15回が限度
傷害入院初期費用 保険金	傷害の治療を目的として入院したとき	
女性疾病入院保険金	女性疾病の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 *1回の入院に対し365日、通算700日が限度
女性疾病手術保険金	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受 けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 *手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただ し、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回 に制限している手術の種類があります。手術の種類 の詳細については、当社約款に掲載しています。

- 入院支援保険金・入院初期費用保険金・手術保険金・入院保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術はお支払いの対象となりません。
- 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術はお支払いの対象となりません^注。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術につきましては保険金をお支払いいたします。
^注したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が被保険者に新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
 - ①保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - ②保険金支払事由が被保険者に新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
- 被保険者が入院支援保険金・入院初期費用保険金・入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。支払対象となる手術は、医師の医療行為(手術)によって身体を切開したり、切除を行った際の身体への侵襲度合いや手術自体の難易度等を考慮し決定しておりますので、一部支払対象とならない手術があります。
【支払対象とならない手術例：骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)、単なる皮膚の縫合術、皮膚切開術、口蓋扁桃手術、抜歯手術(前歯・臼歯・埋伏歯)等]
- 同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険^株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- お支払対象となる疾病・傷害、女性疾病、手術および倍率等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。
- 女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物※上皮内がんは含みません	
乳房および 女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	5. 女性生殖器の非炎症性障害 6. 女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および 産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および 高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに 予想される分娩の諸問題	11. 分娩の合併症 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く) 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の 良性新生物、性状不詳 または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

瘢痕(はんこん)の原因となった傷害または疾病	1. 瘢痕(はんこん)に対する植皮術 2. 瘢痕(はんこん)形成術(非観血手術を除く)
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援保険金 入院初期費用保険金 手術保険金 入院保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存(傷害入院支援保険金、傷害入院初期費用保険金を除きます。) ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院支援保険金・入院初期費用保険金・手術保険金・入院保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

7大疾病サポートコース

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

退職後継続コース

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
---------	---

●疾病の発生には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。

長期休職所得サポートコース

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき ^(注)

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(91日目)	満60歳に達した日*
満55歳以上の方		3年を限度*

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
 - (イ)その身体障害の治療のため、入院していること
 - (ロ)(イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
 - (ハ)(イ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
- 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得^(注)額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。

(注)所得とは、加入申込書等に記載の職業・職務に従事することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月=30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}} \quad \text{で算出されます。}$$

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後には就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません^(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金のご請求には就業障害の確認のため、診断書と休業期間を証明する書類のご提出が必要となります。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできません。
- 医師の指示がなく、本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで休職を続ける場合などは、通院の事実があったとしてもお支払いの対象にはなりません。
- 片頭痛・めまい等、検査しても客観的所見に乏しく、原因となる病気をはっきりと示せない状態が断片的に起き、継続的な就業障害状態と言えないときは、保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病的障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。) ●脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害

F00～F09、F20～F99

例) 統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

ご注意ください

その他

補償の重複について

長期休職所得サポートコース

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニース特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

7大疾病サポートコース・退職後継続コース

リビング・ニース特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情^(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

*保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

介護サポートコース・入院費用サポートコース・長期休職所得サポートコース

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

たすけあい共済「まもるくん」・7大疾病サポートコース・退職後継続コース

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

介護サポートコース・入院費用サポートコース・長期休職所得サポートコース

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日^(注)からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

(注)下線部分について

【長期休職所得サポートコース】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

介護サポートコース・入院費用サポートコース・長期休職所得サポートコース

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時^{*}から1年を経過していても、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

約款規定について

7大疾病サポートコース・退職後継続コース

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

介護サポートコース・入院費用サポートコース・長期休職所得サポートコース

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

保険契約の解除について

介護サポートコース・入院費用サポートコース・長期休職所得サポートコース

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で就業障害や保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

たすけあい共済「まもるくん」・7大疾病サポートコース・退職後継続コース

【ご照会・ご相談窓口】

- 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

介護サポートコース・入院費用サポートコース・長期休職所得サポートコース

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)＞

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

03-4332-5241(全国共通)

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス[<https://www.seihohogo.jp/>]をご覧ください。
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

取扱代理店

介護サポートコース・入院費用サポートコース・長期休職所得サポートコース

明治安田ライフプランセンター株式会社 電話番号：03-5952-1061

有限会社沖縄ライフプラン総合研究所 電話番号：098-833-1306

明治安田生命保険相互会社 電話番号：03-6259-0026

Memo

ご注意いただきたいこと



たすけあい共済「まもるくん」

- Q1 支払が多い年は追加で保険料をとられるの？**
A お支払いした金額が多い年は配当金が無いこともあり得ます。
 しかし、お支払いした金額が集まった保険料を上回る場合でも、保険料を追加徴収することはありません。
- Q2 年金形式ではなく一時金で受け取ることはできるの？**
A 一時金での受取も可能です。ただし、この制度は長期間の生活支援を目的としていますので、原則、年金形式で受取いただくようになっております。ただし受取人が死亡した場合は残りの原資を一時金で遺族に支払います。※1
- Q3 P.16の「告知内容について」には書かれていない病気で2週間(連続14日間)以上入院をしたけど加入はできるの？**
A 記載された病気であっても連続14日間以上入院していない場合や、連続14日間以上入院していても記載されていない病気であれば加入はできます。
 ただし、高度障害保険金については、責任開始期以前の病気が原因の場合、告知内容に関わらず、原則お支払いの対象にはなりません。
- Q4 加入した後に病気になった場合は継続加入できるの？**
A 現在の加入金額以下で継続加入できます。加入資格は新規加入と増額のときだけ確認してください。
- Q5 退職したらどうなるの？**
A 「たすけあい共済「まもるくん」※2」は継続最高(可能)保険年齢80歳(満了時保険年齢81歳)まで、「7大疾病サポートコース※2」は継続最高(可能)保険年齢79歳(満了時保険年齢80歳)まで、「入院費用サポートコース」は保険年齢79歳まで、「退職後継続コース※3」は継続最高(可能)保険年齢69歳(満了時保険年齢70歳)まで、退職後も継続加入できます。長期休職所得サポートコースは退職後は延長できません。定年退職及び55歳以上かつ勤続15年以上で退職された方が対象です(退職後継続コースのみ継続の場合は、年齢制限・勤続条件ともにありません)。
- Q6 保険料がお手ごろなのはなぜ？**
A もともと団体保険は、保険料を計算する元となる“保険料率”がお手ごろです。そのうえ、全駐労のスケールメリットによってお手ごろな保険料となっているのです。※4
- Q7 男女で保険料が違うのはなぜか？**
A 平均寿命など危険率の違いから、女性の方が安くなっているのです。※4
- Q8 配偶者コースのみの加入はできますか？**
A できません。この制度は組合員同士の助け合いの制度ですので、まず組合員本人が加入する必要があります。また、夫婦で組合員の場合も、それぞれ組合員本人として加入してください。
- Q9 いつでも加入できますか？**
A 加入は年一回の一斉PR(毎年7～8月)時とします。ただし、一斉PR時のほかに中途加入の機会を設定する場合があります。
- Q10 加入コースを年度途中で変更することはできますか？**
A できません。加入内容の変更は年に一回、一斉PR時のみです。
- Q11 受取人の指定はどのように行うのですか？**
A 毎年の一斉PR時に配付される申込書でお手続きいただくか、それ以外の期間であれば組合事務所に申し出てください。
 特に指定がない場合は、配偶者・子(死亡している場合その直系卑属)、父母・兄弟姉妹の優先順位で指定されたものとみなします。
 その他、特に指定したい方がいる場合は、個人名を指定することもできます。
- Q12 ボーナス給付の利点はなんですか？**
A ボーナスは年収の中で大きな割合を占めています。ボーナス給付によって、年収ベースでご遺族の方をサポートし、今と変わらない収入リズムが確保できます。
- Q13 ボーナス給付に加入すると月々の保険料は上がりますか？**
A 月々の保険料は変わりません。ボーナス給付部分の保険料はボーナスから控除します。

7大疾病サポートコース

Q1 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約だけ加入できるの？

A 特約部分だけの加入はできません。主契約に加入の方が7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加することができます。

Q2 悪性新生物(がん)についてはどのようなときに支払の対象になるの？

A 加入日(*)前を含めてはじめて悪性新生物(がん)と診断確定されたときにお支払いします。
よって入院費や手術費、再発予防の治療費等、闘病資金にあてていただけます。
ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたときです。
急性心筋梗塞・脳卒中とその他の病気のお支払事由は(P45~46)を参照ください。
(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

長期休職所得サポートコース

Q1 どのような場合に保険金が支払われるの？

A 仕事中・休暇中を問わず、病気やケガにより所定の就業障害が免責期間を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。(注)

(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

また、その後、職場復帰されても、元の所得から20%超の減少がある場合は所得喪失率に応じたお支払いが継続されます。

Q2 健保や労災の給付を受けていても保険金は支払われるの？

A 支払対象となります。なお、復職後減額した給与等を受け取っている場合は所得喪失率に影響するため、支払保険金は少なくなります。

Q3 保険金額は変動するの？

A 全く就業できない状態が続く間は変動しません。職場復帰等で一部でも所得が回復した場合は、所得喪失率に応じて減額してお支払いします。(P75~76参照)

Q4 保険金を受け取っている途中で退職したらどうなるの？

A 退職しても、所定の就業障害が続く限り、最長60歳までお支払いします。(55~64歳の方は3年が限度、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度)

Q5 加入後に病気にかかった場合は継続加入できるの？

A 継続加入できます。ただし、加入コースの増額を希望されたときは、加入資格に該当しない場合は増額できませんので、ご注意ください。

Q6 長期休職所得サポートコースだけ加入できるの？

A 長期休職所得サポートコースの加入は、たすけあい共済「まもるくん」の加入が要件となりますので、長期休職所得サポートコースのみの加入はできません。

Q7 退職したらどうなるの？

A この制度は現職中の所得補償を目的としているため、現職中のみ加入することができます。ただし、保険金のお支払いが継続している途中で退職した場合は、A4のとおりです。

Q8 保険料はなぜ安いの？

A 全駐労のスケールメリットによってさらにお手ごろな保険料となっているのです。※4

長期休職所得サポートコース(続き)

Q9 男女で保険料が違うのはなぜ？
A 危険率の違いから、相対的に男性の方が安くなっています。ただし、一部の年齢では女性の方が安くなっています。※4

Q10 配偶者は加入できるの？
A 加入できません。組合員本人のみが加入できます。

Q11 加入コースを途中で変更することはできるの？
A 毎年の一斉PR時に加入内容を変更することができます。ただし、増額は告知内容に該当することが条件です。

Q12 保険金の受取人は誰になるの？
A 組合員本人です。指定の必要はありません。

Q13 他で所得補償の保険に加入していても支払われるの？
A 支払対象になります。但し、他の所得補償保険にも契約し、他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

入院費用サポートコース

Q1 入院費用サポートコースだけで加入はできるの？
A たすけあい共済「まもるくん」に加入していることが条件となります。

Q2 入院初期費用・入院支援給付に加入せず、女性疾病給付金だけで加入できる？
A できません。入院初期費用・入院支援給付と一緒に加入してください。

Q3 配偶者・こどものみの加入はできるの？
A 配偶者・こどもだけの加入はできません。かならず組合員本人と一緒に加入してください。

Q4 告知内容は、今までの制度と同じ？
A 本人の告知内容はオプション共済の「長期休職所得サポートコース」と同じ内容です。

Q5 年末調整の対象になるの？
A 介護医療保険料控除の対象となります。ただし、全額ではありません。

Q6 女性疾病とは、具体的にどんな病気ですか？
A 主なものとして、子宮筋腫や乳がん、帝王切開等です。(P73参照)

Q7 日帰り入院※5も給付の対象ですか？
A 日帰り入院※5も給付の対象です。

Q8 他で医療保険に加入していても支払われるの？
A 支払対象になります。

介護サポートコース

Q1 介護サポートコースだけで加入できるの？
A たすけあい共済「まもるくん」に加入していることが条件となります。

Q2 だれが加入できるの？
A 本人・配偶者および本人の親、配偶者の親が加入することができます。組合員本人が加入することで、組合員本人の親が加入できます。配偶者が加入することで、配偶者の親が加入できます。なお、配偶者の加入には、組合員本人の加入が必要です。

Q3 親介護の加入要件は？
A 本人の親、配偶者の親は戸籍に親と記載されている方が加入できます（養父母は除きます）。戸籍に親と記載されていない場合、親は加入対象外です。

Q4 配偶者の申し込みで、保険金額に制限はあるの？
A 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。

Q5 親の申し込みで、保険金額に制限はあるの？
A 親の保険金額に制限はございません。
 本人の加入保険金額以上でもお申し込みいただけます。

税制上の取扱い

税務上の取扱いについては2026年5月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

Q1 保険料は生命保険料控除の対象になりますか？

A たすけあい共済「まもるくん」、「7大疾病サポートコース（主契約）」、「退職後継続コース」の保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。（2026.4.1現在）
 「7大疾病サポートコース（7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約）」、「長期休職所得サポートコース」「入院費用サポートコース」「介護サポートコース」の保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。
 ※傷害入院支援保険金、傷害入院初期費用保険金、親介護保険金に対する部分の保険料は除きます。

Q2 本人が受け取る保険金はどのような税金がかかりますか？

（高度障害保険金・障害保険金・障害初期給付金・特定疾病保険金・7大疾病保険金・がん・上皮内新生物保険金・所得補償保険金・入院支援保険金・入院初期費用保険金・入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金）
A 非課税です。

Q3 請求時にマイナンバー提出が必要な場合、不明点はどうすればいいの？

A マイナンバーに関するお問い合わせは明治安田生命保険相互会社までお問い合わせください。
 (03-6259-0026) 受付時間9:00～17:00（土日・休日を除く。）

- ※1 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ※2 たすけあい共済「まもるくん」、7大疾病サポートコースの保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
- ※3 退職後継続コースの保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が保険期間中に満期年齢（保険年齢）をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢（保険年齢）に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。
- ※4 保険料の詳細は「パンフレット」を参照ください。
- ※5 「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いします。（外来での治療は「日帰り入院」に該当しません）

Memo

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

Memo

86

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

【7大疾病サポートコース】

「健康情報活用商品」において提出いただいた健康診断に関する情報の取扱いは、上記の「個人情報に関する取扱い」と異なります。

健康診断に関する情報の取扱いおよび加入者からの健診情報収集のサポート機能の取扱いは「健康情報活用商品について」のページの「健診情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

P.25

お申込み方法

【たすけあい共済「まもるくん」・入院費用サポートコース・7大疾病サポートコース・長期休職所得サポートコース】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

【介護サポートコース・退職後継続コース】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 公法人第一部法人営業第一部

03-6259-0026

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル
24階

受付期間 平日(土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00~17:00まで

MY-A-26-団-005279 MY-A-26-特疾-005280 MY-A-26-定期-005281 MYG-A-26-L-240 MYG-A-26-医-241 MYG-A-26-医-242